

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
総務	1	庶務業務及びコンプライアンスの確保	効果的な区政運営の行うため、区業務の進捗管理を行い、総合的かつ効率的に庶務業務を実施する。また、職員のコンプライアンス意識を向上させ、区民に対して説明責任を果たせる組織とすることで、区民の区政に対する信頼を確保する。	庶務業務においては、区業務全般の進捗管理を行い、職員がスムーズに業務が行えるようサポートする。コンプライアンスの確保については、区民に対して説明責任を果たすため、これまで、区長・副区長のマネジメントのもと、さまざまなコンプライアンス意識の向上の取組を行うことで、「来庁者等に対する窓口サービス」の格付で星二つを獲得するなど、一定の成果をあげることができた。 しかしながら、コンプライアンス違反に起因した不祥事等が依然として発生している。職員のコンプライアンス意識を向上させ、区民に対しての説明責任を果たすために自律的な取組をうながす。 【庶務経常事務】 ・文書管理事務(文書收受、発送、各種照会・回答、情報公開・個人情報保護関係他) ・公益通報、服務規律、コンプライアンス関係事務 ・内部統制関係事務、法務・訴訟関係事務、人材育成、研修の実施 ・安全衛生、公務災害、環境管理関係事務、勤怠処理 ・給与、福利厚生関係事務 ・所属長等日程管理 ・市会関係事務 ・表彰関係事務(市民表彰、美化運動功労者等) ・監査関係事務 ・ICT関係事務 ・自衛官の募集 ・災害動員関係事務 ・経営会議の運営、課題の管理、事務改善 ・計理(他課等起案決裁承認)、寄付收受、財産・物品管理、小口支払基金関係事務 ・会計(支出命令の審査含む)、新公会計関係事務、他の所属に属さないもの等 【コンプライアンス意識の向上の具体的取組】 ・区長、副区長が参加する朝礼の実施および職場巡視 ・コンプライアンス、個人情報保護、接遇、契約・会計等に係る研修について、課題に対応した適切な研修テーマを設定するなどして効果的に実施 ・人権問題についての理解・認識を深め、人権意識の高揚を図ることを目的とし、人権展への参加による人権研修を実施 ・コンプライアンス推進強化月間の取組の実施 ・他所属の不祥事案の共有、適正な決裁・審査事務の実施	350千円(接遇研修実施に係る報償金)		
総務	2	人員マネジメント	区役所が担うべく役割や業務が増加している中、効率的かつ適正な業務執体制をめざす	事業担当主事(補)や再任用職員及び嘱託職員を活用するとともに、各課の状況を把握し、適正な人員を配置する。			
総務	3	区長自由経費・区CM(シティマネージャー)自由経費にかかる予算の編成	自立した自治体型の区政運営に向けて、住民・地域に一番身近な区長(区CM)が、自らの権限と責任のもと、住民の意見を聴き、その特性や実情に即した総合的な施策を決定し展開する。	区長(区CM)がその権限と責任において、区域内の基礎自治に関する施策や事業について、地域の特性や実情に応じた総合的な予算を編成する。 ・予算編成にかかる所属としての方針を作成・通知 ・区CM予算にかかる意向調査・各局との調整業務 ・所属内ヒアリング等を経て予算を編成 ・財政局とのヒアリング ・予算(案)の公表(プレス) ・区政会議等での予算(案)の説明 ・予算の公表 ・予算関連の照会・回答			
総務	4	予算管理・決算事務	一会計年度における歳入歳出執行予算の結果を表わし、予算に表わされた1年間の計画に対して実績の数値を確定し明確にすることで、いかなる執行が行われたかを如実に表わすとともに、執行責任者の財務上の責任を明らかにする。さらに、行政活動の目的が達成できたかを検証、評価し、PDCAサイクルのもと業務の効率化等を図ることで、今後の施策展開に資することを目的とする。	予算執行状況の管理(随時) 執行見込額の作成(7月末・10月末・1月末・3月末時点) 決算説明資料の作成(6月)			

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予定)

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
総務	5	契約関係事務	地方公共団体が締結する契約は、その公益性から、地方自治法をはじめとする法令により、取扱いに係る制度が構築されている。また、地方自治法において、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されており、契約締結にあたっては、最も低い金額で契約するとともに、公平に契約の相手方を選定することが求められることから、競争性の向上と透明性、公正性の確保、不正な行為や不適正な取扱いを行うことのないよう、厳正な事務執行を通して、区政に対する信頼を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・契約にかかる決裁、審査事務(随時) ・契約事務研修の実施(年1回) ・契約事務審査会の開催(定例(年1回)及び随時) ・入札にかかる各所管課及び契約管財局との調整業務(随時) ・契約関係にかかる照会・回答(随時) ・競争入札参加停止関係の周知(随時) 		-	-
総務	6	いわゆる「ごみ屋敷」問題への対策	「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」にもとづく取組を進め、いわゆる「ごみ屋敷」により、地域の生活環境が著しく損なわれている状態を解消し、原因をつくっている者及び近隣住民の健康で安全な生活を確保する。	現在、条例適用事案は発生していないが、事案が発生すれば適宜対策会議等を開き、環境局、建設局、区社会福祉協議会、警察等の関係機関とも連携しながら進める。			
総務	7	弁護士による無料法律相談の実施	法的知識を要する問題を抱える市民の問題解決のため、弁護士が情報提供や助言を行い、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。	弁護士による無料法律相談(毎月第1～第4水曜日 午後1時～5時)	市民局予算		
総務	8	不動産に関する無料相談の実施	市民が生活する上で生じる不動産の賃貸及び売買や宅建業法に関する一般的な相談に応じて助言を行い、もって市民の利益保護に資することを目的とする。	全日本不動産協会大阪府本部中央支部及び大阪府宅地建物取引業協会と協定を締結し、不動産に関する無料相談を実施。(4・7・10・1月の第3火曜日 午後1時～4時)			
総務	9	関係行政機関との連絡調整(行政連絡調整会議・小会議の開催)	区内の行政運営上連絡調整を要する具体的措置について協議し、大正区における総合行政の推進に資するため	<ul style="list-style-type: none"> 行政連絡調整会議の開催 行政連絡調整会議小会議の開催 			
総務	10	「市民の声」などの受付・回答	市政・区政に対する意見・要望等を的確に把握するため。	当区役所に寄せられた「市民の声」や団体等からの要望書などに対して、直接市民・団体等に回答するなど、説明責任を果たす。また、SNS(ラインのアンケート機能)を活用した区民の意見やニーズの把握に努める。	17千円(消耗品費、通信運搬費 広聴事業)		
総務	11	区民意識調査の実施	無作為抽出した区民に対する区民意識調査などを実施することで、より幅広い区民ニーズや意見・評価を的確に把握し、施策や事業に反映する。	<ul style="list-style-type: none"> 無作為抽出した区民に対する区民意識調査を実施。(区役所実施分2回、市民局実施分1回) また、これを補完するために、区内福祉関連施設や子育て関連施設などの協力を得て、高齢者・障がい者・子育て層などの声を把握に努める。 PDCAサイクル徹底のため、各事業の効果測定を行うとともに、調査結果の分析・課題抽出により、今後の区政運営に活用する。 	1,586千円(通信運搬費委託料 広聴事業)+市民局へ予算配付 407千円(通信運搬費、委託料)		

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予定)

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
総務	12	区庁舎・設備等の維持管理	区役所庁舎諸設備の各機能が、正常かつ安全に働くように維持し、快適で衛生的な状態の管理を行う。また、施設管理者として、公共建築物への法的要求に対応する。	区役所庁舎設備の運営にかかる光熱水費の支払いをはじめ、設備の安全で快適、衛生的な状態での管理のための諸業務を行う。また、市民利用スペース等の有効活用にむけた検討を行う。	32,551千円(消耗品費、光熱水費、建物修繕費、手数料、委託料、使用料、庁用器具費、負担金 区庁舎設備維持費)		
総務	13	光熱水費の削減	限られた予算の有効活用並びに、環境保全の観点から光熱水費の削減を図る。	夏・冬場の節電(庁舎内温度の適正管理) 使用しない会議室等の空調管理の徹底 不要な照明の消灯	電気:8,818千円 ・ ガス1,902千円 ・ 水道2,044千円		
総務	14	庁舎を有効活用した収入源の確保	本市では平成18年度以降、歳出の削減や歳入の確保、市債残高の削減、職員数の削減、外郭団体の見直しなど、一定の成果をあげてきた。しかしながら、大阪市の財政状況は依然として厳しく、より一層の業務の効率化を図り、歳出の削減を図ることとしているが、一方で自ら必要な財源を確保することで、必要な区民サービスを維持し、地域福祉や地域防災等の喫緊の課題に対応する。	自動販売機、庁舎内広告、自動証明写真機、駐車場等、庁舎を活用した収入源を確保する。	5,122千円		
総務	15	選挙事務の実施	公正さ、正確さ、中立さが求められることを常に意識して事務を遂行する。	【選挙執行事務】 ・統一地方選挙執行事務 ・参議院議員通常選挙執行事務 ・大阪府知事選挙執行事務 ・大阪市長選挙執行事務 各選挙実施後においては、改善点の集約や検証、マニュアル等の精査を行う) 【選挙経常事務】 ・選挙人名簿調整事務 ・選挙管理委員会事務 ・選挙啓発事務(成人の日のつどい・啓発ポスター募集・区民まつり・出前講義)	予算主管 = 大阪市選挙管理委員会		
総務	16	統計事務の実施	統計法に基づき国勢調査等の基幹統計調査について、インターネット回答を推進し、円滑な調査業務を実施する。	各種統計調査において、 ・指導員、調査員の推薦 ・局区事務打合せ会への出席 ・調査員ごとに実地調査用諸用紙・諸物品の整理 ・調査員事務打合せ会の開催 ・調査員による実地調査の実施のフォロー ・調査員から提出された調査関係書類の審査 ・調査員報酬の支払い 等			
広報	17	広報紙「こんにちは大正」の製作(企画・編集・印刷)	市政・区政の情報を分かりやすく的確に全ての区民に伝える。特に地域防災、地域福祉、子育て・教育、地域コミュニティの充実について情報発信を強化する。また、ニーズを意識した紙面作りや市・区の施策やサービス情報を提供することにより、区民の市政・区政への理解や関心を高め、まちづくりや地域活動への積極的な参画につなげる。	広報紙「こんにちは大正」の企画・編集・印刷 ・大正区年間広報計画に基づき区の施策や事業を掲載する。地域防災、地域福祉、子育て・教育、地域コミュニティの情報発信を強化するため、H31年度より1年のうちの5カ月を12ページへ増やし、主にこれらの事業についての報告・解説記事を掲載する。さらに、平成30年度区民意識調査で広報紙が「届いていない」「届いているかわからない」と回答した層の関心を高めるため、区民参加の記事を掲載し、関心を高める。 ・全ての世代において読みやすい紙面構成やデザインを意識した編集を行う。	7,593千円(報償金、印刷製本費、委託料) 【企画・編集】3,151千円、【印刷】4,390千円	○	○

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
広報	18	広報紙「こんにちは大正」の全戸配布	区民モニターアンケートにおいて、「全戸配布」は、市政・区政の情報を確実にお届けする手段として有効であるとする区民の割合が93.6%であり、訴求力のあ る広報紙を区内全ての方へ届けることにより、市・区 の施策やサービス情報を提供し、区民の市政・区政 への理解や関心を高め、まちづくりや地域活動への 積極的な参画につなげる。	・広報紙「こんにちは大正」全戸配布 ・今後の配布事業について、CB化も含め他区や他都市の配布方法を調査・研究し検討する。	4,031千円(委託料)	○	○
広報	19	広報紙「こんにちは大正」点字版・音訳版の製作	視覚障がいのある方へ市政・区政を分かりやすく的確に伝える。 また、ニーズを意識した市・区の施策やサービス情報を提供することにより、市政・区政への理解や関心を高め、まちづくりや地域活動への積極的な参画につなげる。	点字版・音訳版広報紙「こんにちは大正」の製作	点字版:376千円 (区CM 区長自由経費)		○
広報	20	区の魅力発信の充実	当区の魅力を区内外に積極的に情報発信することにより、当区の抱える喫緊の課題である人口減少や高齢化、事業所の減少などの解決に寄与する。	各種広報媒体を活用した区の魅力発信の充実。 広報紙(全戸配布)、ホームページ、SNS(フェイスブック、ツイッター、ライン)、区内広報板(55ヵ所)、広報サポーター(34ヵ所(平成30年9月末))、バス停、イオン等大阪市包括連携先へのチラシ等の掲示。くらしの便利帳での情報発信。 大阪マラソンEXPO、観光EXPO(要調整)でのPR。 区PR動画について、事業者等と調整し、作成する。 大正区魅力マップの更新。大正区の魅力を凝縮したポスターを掲示。 ラインのアンケート機能等を活用した区民ニーズ等の把握について、広聴担当と連携する。 マスコットキャラクターの効果的な活用。 また、発信するコンテンツに最適なツールを見極め、効果的な発信を行っていく。	1,832千円(旅費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料)	○	○
広報	21	広報紙・ホームページによる広告収入の確保	広報紙・ホームページへの広告掲載により、歳入確保に努める。	広報紙紙面・ホームページバナーに、企業等の広告を掲載することで、広告掲載料による歳入を確保する。	2,586千円(広告料)	○	○
活性化施策	22	T-1ライブグランプリの開催	「T-1ライブグランプリ」は、音楽というツールを用いて、夢を本気で追い求め続けている若手ミュージシャンが大正区で得たチャンスを活かして世界へ羽ばたくきっかけや、区民それぞれが夢を育む機会を創出し、その「ゆめづくり」を支えることに区民が誇りを感じ、シビックプライドの醸成に寄与することを目的としているコンテストイベントである。 そのねらいは子ども達の憧れとなるような夢を本気で追い求め続けている若手ミュージシャンを区民が評価・応援することにより区民自身の「ゆめづくり」への動機づけにつなげることにある。 本業務は、多数の区民のシビックプライドの醸成に寄与するライブイベントとなるよう、集客力の向上とコンテストイベントとしてのクオリティを高めることを目的として実施する。	区が主催・運営するコンテスト形式の音楽ライブイベントで年に予選(2回)、決勝を行ったうえで優勝者(グランプリ)を決定する。 優勝者は1年間区内で開催される地域活動や様々なイベントに区の音楽振興大使として参画する。 出演者は予選ごとに設けられた応募期限までエントリーを行い、応募多数の場合は区にて音源審査を行ってうえで決定する。 審査員・PAエンジニア(音響調節)以外の業務は職員及びボランティアの協力のもとで行う。	271千円(報償金)、109千円(消耗品費)、41千円(通信運搬費)、1,050千円(委託料)、262千円(備品購入費)		
活性化施策	23	区役所内コンサートの開催	プロの演奏家による上質な音楽を鑑賞する機会を区民に提供することにより、区民の「ゆめづくり」への動機づけや大正区におけるシビックプライドの醸成に寄与することを目的とする。	区民の「ゆめづくり」への動機づけや大正区におけるシビックプライドの醸成につながるプロの演奏家による無料のコンサートを区役所内において開催する。	53千円(手数料)、150千円(委託料)	-	-

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
活性化施策	24	尻無川河川広場にぎわい創造拠点の管理運営	貴重な地域資源である尻無川河川広場を「にぎわい創造拠点」と位置付け、区民はもとより観光客などの来訪者の憩いの場となるとともに、本市観光施策における新たな観光資源として位置づけられた舟運事業の実施により、川と海をつなぎ、さらに水辺とまちをつなぐキ-ステ-ションとして観光客や内陸部の資源との連動や誘引を積極的に進めるなど、中長期的に水辺からまち全体を活性化させる。	尻無川河川広場に飲食店舗やゲストハウス等を事業者により整備・運営を行っていくが、その行政事務手続き等の後方支援やにぎわい創出イベントを開催する。開催にあたっては市議員・府議員(各議員に開催案内を送付)など、行政ならではの告知も含め、周知を行う。外国人も含む来客の避難誘導に関して、地域の防災計画へ盛り込むよう地域課や大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会、尻無川河川広場周辺エリア活性協議会との調整を行っていく。	11,192千円(14-1使用料)[同額歳入あり]		
活性化施策	25	公民連携手法による活性化の取組	まちの都市活動が活発化されている状態をめざす上で、高齢化や医療・介護などの分野などにおいて、行政が担う役割と、それにかかるコストが日々増大している状況である。そこで、事業実施の主体となる民間企業等と大正区が連携し、持続可能な社会の実現に資する事業を実施できる体制を整え、民間活力を生かしたまちづくりを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 山忠木材株式会社との連携でのきごころサロンまつりでの協働 (独法)都市再生機構と㈱フィルとの連携での大正クラフトライフマーケットでの協働 (独法)都市再生機構と㈱アイルとの連携した地域活性化 小川文化(ヨリドコ大正メイキン)を活用した地域活性化 	-		
活性化施策	26	赤バス廃止に伴い必要となる移動手段の確保	赤バス廃止に伴い、大正区民が済生会泉尾病院を受診する際、特に松葉杖や車椅子の利用者など病院に至る坂道の上下りが困難な方に対し、必要となる代替移動手段を確保することを目的に、送迎用自家用車を共同で導入。	<ul style="list-style-type: none"> 済生会泉尾病院と協定を締結し、済生会泉尾病院と大正区役所を結ぶ自家用自動車を運行。(運行時間:月~金曜日8:00~16:00、土曜日8:00~14:00、日・祝日など病院の休診日は運休) バスの運行を行っていることを周知するための広報の充実。 			
活性化施策	27	大正・港ものづくり事業実行委員会の運営	区内ものづくり企業が独自のネットワークを形成し、継続的に操業し続けること、自律的、積極的に防災や防犯などの地域活動へ参画することにより、区民からの理解を得る。区民が地元企業に就労するなど地域資源が循環し、「ものづくりのまち 大正」が企業(従業員)・区民にとって「誇り」と「生きる力」になっていることをめざす。	大正・港ものづくり事業実行委員会の事務局として、イベント企画会議の運営や工場見学受け入れ先の調整、見学当日の安全確保、PR素材の作成等を行う。実行委員会の会計については、コミュニティ協会で行い、区はその管理について、逐次報告により把握している。	1,858千円(No22~29)		
活性化施策	28	ものづくりフェスタの開催	区民にものづくりの素晴らしさを知り、親しみを持つことにより区内ものづくり企業への理解を深めると同時に、協力企業同士のネットワーク形成を図る。	区内の小中学生及びその保護者の方をメインターゲットとして、出展企業がチームを組んで、大正区の「ものづくり」の素晴らしい技術を分かりやすく紹介する体験型イベント。区役所はものづくり事業実行委員会の事務局として、その企画会議の案内・資料作成、広報媒体の作成・頒布、イベント会場の設営、当日の運営・記録、総括会議を開催等を行う。	1,858千円(No22~29)		
活性化施策	29	大正・港オープンファクトリーの実施	大正区は古くから鉄鋼をはじめとする多くの製造工場があり、大阪市内有数のものづくりのまちとして発展してきた。しかし、産業構造の変化等から事業所数も減少し、区内大手企業も業務縮小・撤退の傾向にある。工業事業所数の推移を見ても、商品売上や人口減少と同様のカーブで減少している。この状況を打開するため、ものづくり企業の活性化策の一つとして、大正区のものづくりのブランド化と、企業と参加者の交流を通じた操業環境の整備や雇用の確保への取組に繋げることで、地域の中で操業する企業の活性化と地域の活性化に繋げていく。	“ものづくりのまち”大正区と港区で操業する企業が、工場を2日間一斉に開放し、普段は見ることができない工場内部の様子や、職人達の技や伝統を間近で見ることができる。その他、魅力ある区内の観光スポットも、工場見学と合わせて巡る街歩きツアーも行う。区役所はものづくり事業実行委員会の事務局として、見学先の募集、打ち合わせ会の開催、広報媒体の作成・頒布、開催日当日の運営・記録等を行う。	1,858千円(No22~29)		

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
活性化施策	30	修学旅行をはじめとする工場見学会の実施	大正区内の高度な技術を有するオンリーワン企業や、創業から100年を迎える伝統のある企業が多く存在するというのは地域の最大の資源(強み)である。参加者にもものづくりの素晴らしさや面白さ、大切さを身近に感じてもらい、将来の働き、生活する場所として、ものづくり企業や大正区を選んでいただけるようPRすること。そして、区内企業や住民にとっても「ものづくりのまち大正」の価値や魅力を見直し、誇りに感じ、生きる力になっていることをめざす。	最大の資源である工場群を活用した工場見学ツアーに、大正区の区内学校、地域団体や区外からの校外学習の他、全国からの修学旅行生を本格的に受入れ、工場等の見学を行う。 区役所はものづくり事業実行委員会の事務局として、見学者の募集、見学先の選定・調整、時間や配車の調整、当日の資料の準備・同行、参加者アンケートの集約等を行う。	1,858千円(No22 ~ 29)		
活性化施策	31	高校と区内企業とのインターンシップ(就業体験)の実施	学校教育の一環として、生徒がものづくりの実務を体験し、日常の授業内容の意味と意義に気づくことで、学業への理解を深めるとともに、学習意欲を向上させる。生徒が、家族・地域・学校以外で社会人と接する経験を得ることで、社会性を修得する。生徒がものづくりの現場を知り、社会動向と技術動向の現在を知る。生徒が自身の関心、適性について見つめ直し、就職、進学に向けて考える契機とする。企業が教育現場の現在と生徒の指向を知り、雇用へ向けた取り組み、オンザジョブトレーニングのあり方を考える契機とする。 このようなインターンシップを行うことで、地域の人材に地域の企業を知ってもらうこと、地域の人材と地域の企業との適切なマッチングを促進することを期待し、大正区内の企業への若者の雇用を促進し、地域社会を活性化させる。	学校教育の一環として、高校生が受入申し出のあった区内企業で就業体験を行う。 区役所はものづくり事業実行委員会の事務局として、生徒募集についての学校への案内、受入先の募集と事業説明、参加者と受入先の調整、実施報告書の集約等を行う。	1,858千円(No22 ~ 29)		
活性化施策	32	ファクトリーステイン大正の実施	人口増加や中小企業の活性化をめざすにあたり、これまで、修学旅行生の工場見学ツアーや地元学生のインターンシップに取組んできた。そうした取り組みをさらに発展させ、より大正のまちに愛着をもって、将来的には大正区に住むこと、大正区の企業で働いてもらうことを期待する。 また、参加者が区内で生活し、大正区のまちについて感じた内容を今後の区政に活用する。	区内のゲストハウスに宿泊しながら、区内のものづくり企業等に就業体験しと大正区での生活を体験する。昨年まではものづくりフェスタとの連携の取れる日程で開催していたが、参加者に大学生が多いことから、試験期間等を外した日程、フェスタ以外のイベント(エイサーまつりなど)との開催日を含む日程での募集を行う。今年度は、事業の充実のため、就職先として大阪を選択する学生が多いと考えられる四国地方の高専に事業PRを行う。 区役所はものづくり事業実行委員会の事務局として、生徒募集についての学校への案内、受入先の募集と事業説明、参加者と受入先の調整、宿泊先の調達、実施報告書の集約と企業への報告等を行う。	1,858千円(No22 ~ 29)		
活性化施策	33	人材確保に向けた区内企業と高等学校との交流会の開催	大正区では人口の流出が喫緊の課題であるが、これは区内の事業所、従業員の減少と相関にある。ものづくり企業への就職の可能性比較的高い区内の高校と府内の工業高校に通う学生の定着を図り、ものづくり企業の衰退と人口減少を食い止める。	企業の人事担当者と高校の進路指導担当者と一堂に会し、名刺交換と進路状況や採用環境に関する情報交換を通じて交流を深め、就職先の確保や今後の人材確保の参考とする。 区役所はものづくり事業実行委員会の事務局として、学校への開催案内、企業の参加募集、当日の会場設営と運営、アンケート集約等を行う。	1,858千円(No22 ~ 29)		
活性化施策	34	ものづくり展示会の開催	大正区では人口の流出が喫緊の課題であるが、これは区内の事業所、従業員の減少と相関にある。多くの中小企業は、販路拡大にあたって展示会での新規客獲得のノウハウを持っていないため、持っている技術力を十分に発信することができていない。展示会の開催によって、大正区の中小企業が持つ技術力を対外に直接アピールを行うとともに、発信力の強化が期待できることから、区民にとっても「ものづくりのまち」としての大正区のシビックプライドの醸成につながることを期待する。	大正区を含む行政が主体となり、大阪産業創造館で展示会開催することにより、低廉な出展料で展示会に出展することができる。展示会では区民に大正区の工業技術について展示するとともに、区外の事業者(商社等)への産業集積、エリアの優位性のアピールを行う。 区役所はものづくり事業実行委員会の事務局として、出展社の募集、広報媒体の作成・頒布、会場の確保と事前の調整、当日の会場設営と運営、アンケート集約等を行う。	1,858千円(No22 ~ 29)	-	-

「スケ」欄：業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄：作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
活性化施策	35	ものづくり企業への社会的責任(CSR)の啓発	企業の活動は、第一には利潤の追求であるが、一方で、納税や雇用の創出など、社会的な基盤を支えなければならないという考え(CSR)の重要性は高まっている。永続的な企業経営を行うこともその一つで、中小企業においては、そのリソースの多くが生産活動に配分されてしまうため、変化する環境に対応する能力や知識が備えられず廃業することもある。単なる経営セミナーではなく、元気な企業が地域活動に参加し、利益が社会へ還元される環境をめざす。	今企業に必要な知識を積極的に獲得できる機会を設ける。専門家の講義の受講や同じものづくり企業同士での対話などを通じて、現在企業が抱えている課題解決を図る。 区役所はものづくり事業実行委員会の事務局として、イベントの企画、参加企業の募集、当日の会場設営と運営、アンケート集約等を行う。	1,858千円(No22~29)		
政策	36	区政会議の開催	区が所管する施策及び事業について、立案段階から区民の意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを目的とし、区政におけるPDCAサイクルの確立を図る。	区政会議を年4回開催する。 ・施策・事業の企画段階や事後だけではなく執行段階においても区政会議委員の意見を聴取して必要に応じて反映するなど、区政会議委員とより活発な意見交換を行う。 ・区政運営について、区役所の自己評価に対する意見に加え、委員の評価を直接受ける。前年度の結果を踏まえ、運営の改善に取り組む。 ・委員から出された意見などについて、区政への反映状況や反映できなかった場合の理由を区政会議の場で明らかにする。 ・区政会議と地域活動協議会(地域まちづくり実行委員会)との連携を図る。	305千円(報償金、消耗品費、食糧費、通信運搬費、筆耕翻訳料)		
政策	37	区の政策決定に関する事務(旧区運営方針の策定)	自律した自治体型区政運営の推進に向け、地域としての区の将来像や施策展開の方向性等をとりまとめた「大正区将来ビジョン」を中心に据え、区民にとって住みやすいまち大正の実現を図る。	「大正区区将来ビジョン2022」で掲げるめざすべき将来像の実現に向け、単年度ごとのアクションプランとして「大正区事業・業務計画書」「運営方針」の策定および進捗管理の統括を行う。			
まちづくり	38	人権啓発活動の推進	人権啓発活動を積極的に推進することで、市民自らが社会の構成員としての自覚を持ち相互の人権が尊重されるまちづくりを実現していくため、より多くの市民が参加でき、主体的に考えることができる効果的な啓発活動に取組み人権意識の高揚を図ることを目的とする。	【人権研修の実施等】 ・市長より委嘱された人権啓発推進員をはじめPTA、はぐみネットコーディネーター、生涯学習推進員を対象として、より多くの区民に人権について考えてもらう機会として、より地域に根ざしたテーマで講演会等を開催する。 ・学校教育現場における人権教育について、教育行連等を通じて各学校における人権教育情報の共有化を図り、人権教育のあり方を区として把握し調整を行うことで人権意識の向上をめざす。 ・拉致問題が我が国の国家主権と国民の生命、安全に関わる重大な問題であり、大阪市としても積極的に取り組む方針であることから、拉致問題の講習会を行う。 ・区における人権啓発事業を区民に寄り添った内容の事業として確立していくために、年齢層やテーマにあった啓発を実施する。	H31年度予算249千円		
まちづくり	39	浪速・西・港・大正区合同での人権展の開催	「あらゆる差別の早期撤廃と人権尊重のまちづくりをめざす」とした区民宣言の実現に向けて、市長より委嘱された人権啓発推進員をはじめ、区民一人ひとりが人権課題について考えることのできる人権展を4区合同で開催しスケールメリットを活かした人権にかかる認識を深める機会とすることを目的とする。	2019年度で第35回を迎える事業で浪速・西・港・大正区の合同で開催区については輪番で実施している。関係4区以外からの参加者も含め毎回1500人を超え、人権について改めて考える機会として有効な事業として開催してきた。また初日は「人・愛・ふれあいプラザ」としてオープニングイベントを開催しており、人権課題に長けた著名な講師による講演会は毎回大盛況で、幹事区の小中学校在生成成の人権絵画や標語の展示は、人権課題に対する区民の意識高揚に役立っている。また、各区とも職員向け人権研修としても全職員の参加があり、関係企業による協力もあるなかで重要なイベントとして位置づけされている。 一方、4区合同実施により、来場者数が1500名という受皿の設定としてのスケールメリットは活かせるものの、開催区が4年に一度であることについては、より区民に寄り添った事業としてとらえた場合の課題もあるため、平成33年度に事業廃止する。	平成31年度 879千円 (報奨金24千円、消耗品費19千円、印刷製本費4千円、通信運搬費4千円、委託料828千円)		
防犯	40	地域防犯・安全対策の推進	区民が「安全で安心して暮らせるまちづくり」のため、地域や防犯関係機関と一体となって取組み、区民の防犯・交通安全意識の高揚を図り、地域における自主防犯活動を推進することで、児童・生徒が被害を受ける犯罪や街頭犯罪・交通事故の抑止を図る。	・犯罪の防止、抑止の観点から、ひったくり防止デー等の啓発・指導。 ・全国交通安全運動期間の街頭啓発実施。青色防犯パトロールの実施等。 ・防災スピーカーを活用した犯罪情報の地域住民への周知。	991千円(消耗品費、船車修繕料、備品修繕費、通信運搬費共済保険料)		
防犯	41	こども110番の家	近年子どもを取り巻く社会環境の悪化から、トラブルに巻き込まれるケースが多く見受けられることから、登下校時や子どもたちが安心して遊ぶことができる環境を確保するため、地域や関係機関・団体が協力する支援システムづくりが求められている。 区民一人ひとりの防犯意識を高め、地域で簡単に取り組める社会参加活動、地域コミュニティや連帯感の育成に資することを目的とする。	ボランティアの家庭や店舗等を募り、その家庭などに登録いただき、玄関先に「子ども110番の家」の小旗または標識(以下、小旗等という)を掲げ、子どもたちが、トラブルの際すぐに駆け込めるようにしておき、内容によっては警察に通報する等の対応をしていただく。 単に「駆け込み寺」的なものでなく、地域ぐるみで子どもたちを守り育てようとする、地域の大人と子どもとの間で自由に会話が弾む地域コミュニティを再生し、育成することに発展させていく。	-		

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予定)

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
防犯	42	放置自転車防止対策	現在の放置自転車対策に関しては30～50代の男性が特に効果的に機能していると感じていない。そのため現在の放置自転車対策を継続展開するとともに、駐輪場の増設と撤去回数を増加させることにより、放置自転車台数の減少を図り、対策の効果を実感できるようにする。	・街頭啓発員の配置及び放置自転車台数の調査(JR大正駅周辺、大正区役所前・中央中学校前・平尾バス停) ・建設局による自転車駐車場(駐輪場)の整備及び放置自転車の撤去 ・放置自転車対策関係機関会議(仮称)の開催	2,662千円(委託料、消耗品費)、別途、整備費 73千円、撤去費 8,377千円(建設局CM予算)		
まちづくり	43	特定空家等の是正	「空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)」および「大阪市空家等対策計画」「大正区空家等対策アクションプラン」などに基づき、特定空家等(保安上危険・衛生上有害・景観・環境等)の所有者等に対し助言指導を行い、改善に取り組む。	・特定空家等の是正に向け、通報等を受け付け現場調査を行い、登記簿等にて所有者を特定し、助言・指導を行う。 ・特定空家等対策PTを召集し、空家所有者に対し助言・指導を行うとともに進捗管理を行う。 ・また、地域との連携による情報収集等の実施可能性について検討を行う。 ・行政による特定空家等の是正に向けた指導や啓発等の取り組み、その成果を区民に対し十分に周知する。 ・所有者不明物件への対応等の取組をさらに進める。 *財産管理人制度活用の検討を行う。	156千円(報償金、通信運搬費、委託料 空家等対策推進事業)		
まちづくり	44	空家等の利活用の促進	管理不全となった空家等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすとともに、地域の防災性や防犯性の低下を招く恐れがあることから、これらの課題を解消するとともに、空家等が倒壊等著しく危険な状態とならないよう、利活用可能な空家を地域資源として捉え、空家等を活用した地域活性化にも注力して、まちの魅力を向上させ、区内の人口増加に繋げる。	・大正区内でエリアを限定(*)した空家調査を実施し、空家等の利活用の意向がある所有者の掘り起こしを行い、別途登録する「空家相談員」への相談に繋げ、整理や収納の面でのアドバイスもを行い、空家等の利活用の促進を図る。また、地域との連携による情報収集等の実施可能性について検討を行う。 ・また、空家調査により得た情報を不動産関連事業者へ情報提供を行い、さらなる利活用の促進を図る。 ・行政による是正に向けた指導や啓発等の取組、その成果を区民に対し十分に周知する。 ・専門家団体等との連携の取組をさらに強化する。 *平成31年度調査対象...泉尾地域	4,971千円(委託料)、132千円(通信運搬費) 空家相談員による空家利活用促進事業	○	○
まちづくり	45	大正区民ホールの管理運営(直営)	コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集會その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	・施設利用申込の手続き、利用方法諸手続きの説明、予約・申込受付、使用料の徴収、使用許可書の交付、諸設備、機器、設備等の管理、貸出、点検立会い、補修指示等 ・優先使用・減免申請の受付広報	57千円(消耗品費)、1,425千円(光熱水費)、994千円(建物修繕料)、2千円(通信運搬費)、3,568千円(委託料)		
まちづくり	46	大正会館の管理運営(指定管理者)	コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集會その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	施設管理運営業務、徴収事務委託契約に基づく使用料徴収及び収納事務、施設総合管理業務、その他施設の設置目的に資する自主事業の実施。 自主事業にかかる優先使用・使用料免除のあり方について、区長会議における議論の推移を注視しながら、適正化を図る。	27,162千円(委託料)		
まちづくり	47	スポーツ推進委員活動の推進	本市では従来より市民一人ひとりが日常的に、スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるように、その普及・振興を推進しているところである。教育長より委嘱を受けたスポーツ推進委員が、特に活動の拠点を地域において、住民との連帯の中でスポーツ・レクリエーション事業の企画・立案を行い、委員相互の協力体制のもと活発に事業の発展をはかることにより、本市における生涯スポーツの振興のより一層の充実を図る。	・改選事務(2年毎) 候補者の推薦依頼(区 まちづくり実行委員会)、候補者の推薦(区 経済戦略局) ・支出事務 報酬の支払い(年2回:9月・3月) (参考)スポーツ推進委員の任務 ・地域(町会・小中学校区等)におけるスポーツ・レクリエーション事業の企画・実施 ・市・区におけるスポーツ・レクリエーション事業への参画並びに協力	317千円(報酬)(経済戦略局予算) @800×33名×12月=316,800円		
まちづくり	48	種から育てる花づくり事業	大正区の魅力を向上していく手法のひとつとして、花と緑のあふれるまちづくりを区民ボランティアを活用して推進する。	大正内港臨港緑地に港湾局より区長貸し施設として借り受けている「花と緑の研修園」を活用し区内10地域から募った市民ボランティアにより、八幡屋公園事務所の指導の下、季節に応じた各種の花を種から育ててもらい区役所をはじめ区内公共施設等で活用できる花苗を配布しうるおいあるまちづくりに寄与してきた。一方、区民が自主的に大正区をうるおいあるまちづくりをしていくために、これまで、区が土や種、肥料等を用意し緑化リーダーをはじめとした花づくりボランティアの協力で活動してきたが、ボランティアの活動内容を検証し、公費負担を縮小逡減させていくことについて、検討を始める。潜在的に花づくりをしてみたいと思っている区民に対して、専門的で魅力的な講習会等の開催や新たな花のボランティアを募集するためのリーフレットを作成することは当面継続していくことで緑あふれるまちづくりを推進する。また、大正通り等の道路緑化にむけた建設局道路所管担当と区での活動内容等について協議する。	平成31年度予算 825千円		

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
まち地づくり	49	子どもたちによる公園への樹木札設置	区の特徴を活かした文化事業や多様な世代が参画できる事業を、わがまちビジョン運営委員会と区役所がそれぞれの役割分担の下で協力しながら地域・学校等も巻き込んだ事業形態として実施することで、行政だけでは実現できない相乗効果を生むことにより大正区におけるシビックプライドを醸成し、地域福祉、地域防災、地域コミュニティの充実につながる住民主体のまちづくり活動の推進に寄与することを目的とする。	区内の子ども達が自然に親しむ機会として、また生命ある樹木等の名称や特徴を覚えてもらうため「樹木札設置」を、八幡屋公園事務所(建設局)、小学校、こども会、わがまちビジョン運営委員会と協働して実施する。平成31年度については、三軒家西小学校の児童を対象とする。 (参考)これまでに実施した地域 H22年度:鶴町、H23年度:南恩加島、H24年度:平尾、H25年度:小林、H26年度:北恩加島、H27年度:中泉尾、H28年度:泉尾北、H29年度:泉尾東、H30年度:三軒家東	14千円(消耗品費)		
まち地づくり	50	『10年後の私への手紙』の実施	区の特徴を活かした文化事業や多様な世代が参画できる事業を、わがまちビジョン運営委員会と区役所がそれぞれの役割分担の下で協力しながら地域・学校等も巻き込んだ事業形態として実施することで、行政だけでは実現できない相乗効果を生むことにより大正区におけるシビックプライドを醸成し、地域福祉、地域防災、地域コミュニティの充実につながる住民主体のまちづくり活動の推進に寄与することを目的とする。	大正区内の小学校4年生(10年後に成人式を迎える子どもたち)全員に、「10年後の私へ」というテーマで、A6程度の大きさのポストカードに手紙を書いてもらい、提出された手紙を10年後の成人式において新成人に返却する事業を小学校、こども会、わがまちビジョン運営委員会と協働して企画・運営する。	-		
まち地づくり	51	文楽公演	区の特徴を活かした文化事業や多様な世代が参画できる事業を、わがまちビジョン運営委員会と区役所がそれぞれの役割分担の下で協力しながら地域・学校等も巻き込んだ事業形態として実施することで、行政だけでは実現できない相乗効果を生むことにより大正区におけるシビックプライドを醸成し、地域福祉、地域防災、地域コミュニティの充実につながる住民主体のまちづくり活動の推進に寄与することを目的とする。	大阪が誇る伝統芸能である「文楽」に触れる機会を提供することにより地域文化の普及・振興を図るとともに身近に「文楽」の文化に触れる場のある地域への愛着を高める。企画・運営については、わがまちビジョン運営委員会と協働して実施する。 なお、平成31年度については、わがまちビジョン運営委員会主体の自立した持続可能な事業となるよう、わがまちビジョン運営委員会と事業内容を改めて検討し、小学校で開催することにより、児童及び保護者等に「文楽」に親しんでもらうよう小学校と地域とわがまちビジョン運営委員会と区役所が協働して実施する。	45千円(印刷製本費)、15千円(通信運搬費)、300千円(委託料)		
まち地づくり	52	『40年後の同窓会』の実施	区の特徴を活かした文化事業や多様な世代が参画できる事業を、わがまちビジョン運営委員会と区役所がそれぞれの役割分担の下で協力しながら地域・学校等も巻き込んだ事業形態として実施することで、行政だけでは実現できない相乗効果を生むことにより大正区におけるシビックプライドを醸成し、地域福祉、地域防災、地域コミュニティの充実につながる住民主体のまちづくり活動の推進に寄与することを目的とする。	60歳を迎えられる方々の新しい人生のスタートをお祝いするとともに、地域で行っている活動などを紹介し、これらに参加していただくきっかけづくりの場として、区内の地域活動の紹介、アトラクション等を行う。企画・運営については、わがまちビジョン運営委員会と協働して実施する。	45千円(印刷製本費)		
まち地づくり	53	大正区まちづくり活動の強化推進(大正区民まつり)	大正区において、これまで培われてきた社会教育関係団体等のノウハウを活かすとともに、地域活動団体・NPO等をはじめとした市民活動団体・企業等が参画する仕組みづくりを構築し、連携、協力して事業を実施することで、区や地域への愛着を高め、シビックプライドを醸成し、「自分達のまちを自分達で守る」との自律した意識のもと、地域福祉、地域防災、地域コミュニティの充実につながる住民主体のまちづくり活動を推進するための区民相互のつながりづくりの活性化を図ることを目的とする。	・単にイベントを開催するということではなく、企画段階から区民・各種団体などが参画し、区民・各種団体の手によるステージ・各ブースの催しを中心に、誰もが気軽に参加できる内容となるよう事業を企画する。 ・当日の運営や、ステージ・各ブースの催しなどを区民・各種団体と協働して実施する。 ・これまでより多くの区民が訪れ、各会場を回遊するように工夫して実施する。	5,059千円(委託料)		
まち地づくり	54	大正区まちづくり活動の強化推進(ファミリージョギング大会)	大正区において、これまで培われてきた社会教育関係団体等のノウハウを活かすとともに、地域活動団体・NPO等をはじめとした市民活動団体・企業等が参画する仕組みづくりを構築し、連携、協力して大正区の地理的な特色を活用したジョギング大会を実施することで、大正区におけるシビックプライドを醸成するとともに生涯スポーツの振興を図ることを目的とする。	区民のスポーツへの関心や地域への愛着心を育み、世代を問わず多くの区民が気軽に参加できる内容となるよう区民・各種団体等と協働してスポーツ大会を企画・実施する。	979千円(委託料)	-	-

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
まち地域づくり	55	大正区まちづくり活動の強化推進(区民ギャラリー)	区民の身近な場である区役所において、文化活動の発表の場を提供することにより、区役所に対する親しみや愛着の向上並びに文化意識の高揚を図ることを目的とする。	区内のアマチュアグループなどの創作発表の場として、大正区役所2階の展示ケースに約4週間単位で作品を展示し、区民の芸術・文化の高揚をはかる事業を実施する。 ・区民ギャラリーの管理運営に関すること ・事業の広報に関すること ・展示希望の受付・相談に関すること ・展示品の管理に関すること ・展示品の展示に関すること ・事業の記録に関すること ・アンケート等の事業の効果検証に関すること ・その他、付随する事務	152千円(委託料)		
まち地域づくり	56	「地域包括支援体制(仮称)〔愛称:「大正区地域まるとネット(仮称)」〕構築に向けた「地域包括支援プロジェクトチーム」の運用	高齢者の医療、介護に加え、障がい、生活困窮、子育て、教育、防犯、防災、そのほか地域生活課題を「地域活動協議会(地域まちづくり実行委員会)」をはじめとする各種団体等が一体となって、自律的に解決する「大正区地域まるとネット(仮称)」を構築する。	大正区役所内部の組織を横断した「地域包括支援プロジェクトチーム」において、地域での「大正区地域まるとネット(仮称)」構築に向けた最適な支援方法を模索する。 具体的には、地域まちづくり実行委員会による地域活動協議会補助金の適切な執行に向けた支援のほか、地域福祉や地域防災にかかる取組みについて、年度当初に取組内容を策定し検討していく。 また、本プロジェクトチームにおいて協議、報告等がなされた事項は「地域福祉推進会議」、「総合教育会議」、「区政会議」等に報告等を行い、施策提言につなげていく。	-		
まち地域づくり	57	地域活動協議会補助金制度の創設	より一層複雑・多様化している地域課題を解決するためには、「自助・互助・共助」の機運や「自分達のまちは自分達で守る」という自律した意識の醸成を図ることが求められている。そのため、これまで培われてきた各種団体等のノウハウを結集し、災害時における住民同士の救助活動や見守り活動、まちづくり活動への参画など、地域活動協議会(地域まちづくり実行委員会)が実施する地域の自主的な活動を支援することにより、概ね小学校区を単位とする地域コミュニティの充実を図る。	地域コミュニティの充実に向け、各地域の幅広い自主的な活動に対する支援を行うため、地域活動協議会補助金制度を創設する。 なお、本事業は補助金により具体的な活動内容まで指定するものではなく、各地域の自主的な活動を支援する制度であり、具体的には、区長認定を受けた各地域まちづくり実行委員会が防災訓練や要援護者見守り活動などを通じ、地域カルテを活用しながら実施する「自助・互助・共助」の取組みを支援する。	23,171千円		
まち地域づくり	58	新たな地域コミュニティづくりに向けた中間支援組織の活用	各地域において組織されている地域活動協議会(地域まちづくり実行委員会)は、準行政的機能や総意形成機能を担うとともに、大正区将来ビジョン2022に掲げる「地域包括支援体制(仮称)〔愛称:大正区地域まるとネット(仮称)」〕において中心的な役割を担うことが期待されていることから、地域まちづくり実行委員会が、各地域の将来像を共有し、自律運営を行えるよう、適切な支援を行う。	大正区将来ビジョン2022の実現に向け、地域まちづくり実行委員会に期待される機能を備えるための支援の手法としては、地域福祉や地域防災といった専門的な知識やノウハウを有する民間活力を活用することが効果的・効率的であることから、区役所と連携を図りながら、社会の変化やニーズを機敏に把握し、自律運営に向けて能動的に支援する中間支援機能を有する民間事業者に委託する。 委託業務について、重点的な取組とその他の取組に分類し、取組みの重点化を図る。 【重点的な取組】 ・「大正区地域まるとネット(仮称)」構築に向けた地域福祉・地域防災機能の強化にかかる支援(地域カルテを活用した各地域の課題に必要な支援) ・地域活動協議会補助金の適切な執行にかかる支援 ・地域まちづくり実行委員会の開かれた組織運営に向けた支援 ・各地域まちづくり実行委員会の情報交換や連携の促進、相談や受付体制の構築 【その他の取組】 ・地域団体間の連携・協働に向けた支援や、担い手・人材育成への支援、自主財源の獲得への支援や地域公共人材の情報提供など、地域まちづくり実行委員会の自律運営に向けた24区共通の定期的な取組み	13,935千円		

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
まちづくり	59	地域まちづくり実行委員会委員長会の開催	自助・互助・共助の機運の醸成を図るためには、住民自らその基盤となる地域に対する愛着心の高揚を図ることが重要であり、準行政的機能や総意形成機能を担うとともに、大正区将来ビジョン2022に掲げる「地域包括支援体制(仮称)[愛称:大正区地域まるごとネット(仮称)]」を構築するために、その中心的な役割を担うことが期待されている各地域まちづくり実行委員会と区役所がより連携を深めていくために、区役所から地域への報告や要請、協力依頼事項及び区施策への協議・議論の場として、各地域まちづくり実行委員会委員長等と意見交換を行うとともに、各地域まちづくり実行委員会相互の情報交換や情報共有の場という位置づけのもと、地域課題の解決を自律的に進められる状態となるよう、各地域担当相互の情報交換や情報共有を通じ、各地域の「自助・互助・共助」の取組みの活性化を図ることを目的とする。	地域まちづくり実行委員会に期待する準行政的機能について説明を行うとともに、各地域まちづくり実行委員会それぞれの地域において、地域が抱える課題や問題についてオフィシャルな協議・議論の場としながら、地域の課題解決やまちづくりを推進していく。また、地域まちづくり実行委員会委員長会で審議・協議を行い、区施策への意見・要望へ向けて議論の取りまとめを行う。	-		
まちづくり	60	地域担当制の推進	大正区の各地域の住民による主体的な取組みを支援し、地域課題の解決のために区民と協働した取組みを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 地域の行事や活動への参加、地域の担い手へのヒアリング等を行うことによる地域や地域活動の現状や課題を把握及び整理 市や区の制度、事業、予算など、地域の活動に役立つ情報の提供 地域の主体的な連携・協働の取組みに必要な支援の実施 地域活動協議会(地域まちづくり実行委員会)の運営のための支援の実施 地域だけでは解決できない課題について、その課題解決に向けての地域と協働した取組み 各地域担当間、各課を横断した情報共有及び課題解決方策の検討を行うための地域情報連絡会の開催 地域担当者と連携協力の上、統計データも活用して、地域ごとに、人口動態などの地域特性や地域課題、地域活動協議会の活動状況や運営上の課題などについて、客観化・明確化するための「地域カルテ」の作成を支援し、各地域活動協議会との間で認識共有する。 eラーニングによる職員への準行政機能についての理解の促進 	-		
防災	61	防災計画の策定	南海トラフ巨大地震等の災害の発生が危惧される中、災害発生時には自助・互助・共助が重要な役割を果たすため、各地域で防災計画の策定や要援護者支援の取組みを進めることにより、自助・互助・共助の力を育成し、地域防災力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 大正区地域防災計画(マニュアル等)の改訂 地区防災計画(風水害編)の策定(全地域) 災害時要援護者避難支援計画の策定(全地域) 大正区防災会議の開催 平成32年度地区防災計画(津波編)の策定に向けた津波避難ビルの整理(取組番号96参照) 	15千円(消耗品費、通信運搬費)		○
防災	62	防災訓練の実施	地域本部参加の職員防災訓練の実施により、区災害対策本部機能の強化を図るとともに、全地域で自主防災訓練を実施することにより地域防災力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 職員及び半数の地域参加による防災訓練(勤務時間内想定)の実施 直近参集者及び地域参加による防災訓練(夜間・休日想定)の実施 地域災害対策本部(全地域)との情報伝達訓練の実施 地区防災計画に基づく地域自主防災訓練へ職員(避難受入班)の参加 	46千円(消耗品費、通信運搬費)		○
防災	63	地域防災リーダーの育成	地域で率先して防災活動を実践する地域防災リーダーを区長が委嘱し、地域防災の担い手として育成する。また、次世代の担い手を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災リーダーの育成(装備品の支給、保険加入、訓練・研修会の開催) 小中学校の土曜授業での指導 	860千円(消耗品費、通信運搬費、損害保険料)	○	○
防災	64	災害時協力協定等の増強	南海トラフ巨大地震等の災害の発生が危惧される中、津波災害対応のため津波避難ビルや福祉避難所の拡充、より多くの災害時協力協定の締結が必要であり、引き続き関係企業・団体等へ働きかけを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所、津波避難ビルの拡充 災害時協力協定等の増強 協定締結企業・団体等へのフォローアップ 地域指定津波避難ビルから大阪市指定津波避難ビルへの切り替え 	-	○	○
防災	65	防災用物資等支援	南海トラフ巨大地震等の災害の発生が危惧される中、区災害対策本部と地域本部や福祉避難所等との連絡手段がないため、新たな連絡手段としてデジタル簡易無線機の導入を図るとともに、地域防災力の強化を図るため防災物資を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 全災害時避難所、全自主防災組織(地域本部及び町会本部)・医療機関、福祉避難所等との連絡手段の確保のためデジタル簡易無線機を導入する。(平成29年度大阪大正ライオンズクラブよりデジタル簡易無線機15台寄付収受) 地域にとって有用な防災物資を整備する。 	6,403千円(消耗品費、通信運搬費、手数料、備品購入費)		○

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
防災	66	水防団との連携	南海トラフ巨大地震等の災害の発生が危惧される中、災害発生時には自助・互助・共助・公助が重要な役割を果たすが、地域の自主防災組織や区役所等関係機関と水防団との連携により、地域防災力の向上を図る。	・新入団員確保のための広報等による支援を行い、地域防災力の向上を図る。 ・確実に鉄扉操作が行えるよう水防団訓練の支援を行う。 ・災害時にスムーズな連携が行えるよう、情報伝達訓練を実施する。 ・企業を含めて指揮命令系統にかかる協議を行う。 ・鉄扉及び水門の開閉連絡体制の仕組みを作る。	-	○	○
保住 険民 年情 金報	67	窓口サービスの充実	来庁者のニーズをふまえ、快適で利用しやすい区役所となるよう利用者の視点に立ったサービスの充実・提供を目的とする。 (市政改革プラン2.0 改革の柱2 ア)	5S(整理・整頓・清掃・清潔・習慣)や標準化等の取り組みにより職場環境の改善、事務の効率化を図るため、窓口5S推進会議を開催し、窓口サービスの充実に向けた対策を講じ、市民満足度をさらに高めていく。 窓口来庁者アンケートの実施することにより市民満足度を検証する。 また、区民意識調査を活用することにより、普段は区役所に来ることのない人の窓口におけるニーズを分析する。 マイナンバーカード普及に向けた取り組みを行うにあたり、区民の意識調査を行う。 (戸籍)大正区によりいっそうの愛着を持っていただくため、オリジナル婚姻届使用の普及に努める。	(戸籍)オリジナル婚姻届:30,000円(印刷製本費)平成30年度		
住民 情報	68	住民情報業務等の民間委託による実施	区役所における市民サービスの向上及び効率的な業務運営。 (市政改革プラン2.0 改革の柱2 - ア及びイ)	民間のノウハウを活用した効率的・効果的な運営、市民満足度の向上、個人情報保護の徹底、モニタリングの実施と品質の向上。	35,915千円(委託料)【内訳:31,225千円(区まち)・4,690千円(ICT)】		
住民 情報	69	住民情報窓口業務の民間委託会社との定例会議の開催	委託者と受託者が意見交換を行うための定例会議を開催し、行政サービス水準の維持と市民サービスの向上を図ることを目的とする。	委託者と受託事業者の双方の責任者(窓口サービス課長・プロジェクトマネージャー等)による月1回の定例会議を開催し、業務執行体制や事務改善などの意見交換を行うことで、職員と受託事業者の社員が共に信頼し働きやすい職場環境をつくるとともに、サービス水準の向上と諸課題の解決を図る。			
保住 険民 年情 金報	70	不適正事務の防止	不適切な事務処理の発生を防止、24区における事務レベルの底上げを図る必要がある。(市政改革プラン2.0 改革の柱2 イ) 当区では、戸籍の不正閲覧や窓口手数料の着服等の不祥事が発生、国民年金については不適切な事務処理による支給の一時停止が発生したため、二度と起こさないという決意のもと不適正事務を防止し、市民の信頼回復に努める。	不適正事務を防止するため、ダブルチェック体制を徹底する。なお、不正閲覧防止対策として、年1回以上、アクセスログ調査を実施する。また、毎月のセルフチェックの実施及び四半期ごとの検証を行い、重要管理ポイントの徹底に関する職員の意識を高める。			
住民 情報	71	受付窓口用広告付き番号札による広告収入の確保	窓口番号札による広告収入により、大正区独自の歳入確保に努める。	窓口サービス課(住民情報)の受付番号札に、企業等の広告を掲載することで、広告掲載料による歳入を確保する。区のHPに募集要領等を掲載するとともにツイッターやフェイスブック等を活用し、市民や企業に対し効果的な周知を図る。			

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
保険年金	72	国民健康保険料の未収金の減少及び未納防止	平成31年度の国民健康保険料について、加入者の保険料納付に対する公平性の観点から、未収金の減少、未納防止に取り組むことにより、収納率の向上を図る。 (市政改革プラン2.0の改革の柱1.1.質の高い行政運営 (2)効率的な行政運営 イ歳入の確保 未収金対策の強化)	初期未納からの督促強化及び処分財産判明世帯への滞納処分の強化を図る 保険担当と管理担当との連携により不現住調査、他保険加入調査など取り組むことにより資格の適正化を図る	国民健康保険事業会計(区予算なし) 【参考】福祉局予算(当区配分分) 当年度分については前年度実績を参照して配付のため現段階では未確定 (H29年度決算時)徴収事務用:通信運搬費 4,030,991、消耗品費 49,677、出張旅費 12,863 (H31予算要求)・区長マネジメント収納率向上独自取組:報酬 2,608,000、消耗品費 86,000、保険料徴収関係窓口業務用:報酬 2,550,000		
こども・教育	73	子育て支援ネットワーク連絡会	・大正区の児童虐待相談は、平成27年度249件(平成23年度37件と比較して4年間で212件増加)平成27年度の件数を18歳未満人口に占める相談件数の割合で比すると24区保健福祉センター平均1.17%に対し大正区は2.47%で、2倍以上となっている。その後も件数は年々増え続けており29年度は460件となっている。 ・児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応するために、子育て家庭をはじめ、地域住民やこどもに関わる関係機関などに対して、児童虐待の防止に向けた理解と対応スキルの向上をめざし啓発活動を行う。 ・子育て支援室が調整機関である要保護児童対策地域協議会の機能や子育て支援ネットワーク連絡会を実施し、地域のさまざまな関係機関や民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめとする支援者のネットワークを強化する。	・子育て支援ネットワーク連絡会を開催し、協議報告がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い施策提言につなげていく。 ・各子育て支援機関、地域(主任児童委員・民生委員児童委員)に向けた講演会・研修の開催(児童虐待や児童福祉に関する事及び支援機関の役割及び事例共有) ・子ども・子育てプラザと連携し、子育て講座の開催 ・去年度から実施されている「こどもサポートネット」とも連携し、児童の虐待防止を効果的に行う。	-	○	○
こども・教育	74	要保護児童対策地域協議会の開催	児童に関係する区内の関係機関が一堂に会し、情報交換や課題の総合的な調整をはかり、虐待防止、要保護児童の早期発見・早期対応や迅速な支援をはじめとする要保護児童対策の円滑な実施と体制づくりをめざす。また、構成機関との連携強化やケース管理・情報共有方法の改善をはかる。	・子育て支援室が事務局として調整機関の役割を担い、ケースの現状について関係各機関(学校、保育所、保健師、生活支援担当、こども相談センター、警察、消防、民生委員、主任児童委員等)がそれぞれの情報を共有し、リスクアセスメントシートを活用してのリスク把握、主担当機関の確認、危険度、援助方針の見直しをおこなう。 ・「こどもサポートネット」のスクリーニング会議を要保護児童対策地域協議会の部会として定期開催する。 ・児童家庭相談・DV相談 ・本協議会において協議、報告がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。	6,468千円(こども青少年局区CM自由経費)		
こども・教育	75	利用者支援専門員(子育てコンシェルジュ)による子育て支援	「子ども・子育て支援新制度」に基づく利用者支援事業を充実するため、利用者支援事業特定型から、連絡調整、連携・協働の体制づくり、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発等を担う直営基本型に移行し、一層の市民サービス向上に努め、すべての家庭が安心して子育てができるよう、多様な保育サービスの内容や利用方法について広報し、相談支援や利用支援を行うことを目的とする。	・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域との連携を深めながら、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有に努め、地域に必要な社会資源の開発等に努める。 ・保育・教育サービスに関する広報、利用支援を行う。 また、利用者支援専門員から報告等がなされた事項は「子育て支援ネットワーク連絡会」に報告等を行い、施策提言につなげていく。	5,897千円(こども青少年局CM予算)	○	○

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予定)

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
こども・教育	76	「こどもサポートネット」の実施	子どもの生活に関する実態調査から「困窮度の高い子育て世帯には複合的な課題がある。」「諸施策はあるが十分に届かず適切な支援ができていない」ことが明らかになり、教育分野と福祉分野が連携した総合的な支援が必要となっている。支援の必要な子ども(世帯)を発見し、適切な支援につなぐ仕組みを構築する。	1. 子どもたちが多くの時間を過ごす学校において、支援の必要な子ども(世帯)を発見する仕組みの構築。 (1)発見の場の設置 チーム学校において、スクリーニング会議を設置する。 (2)発見ツールの導入 各校において全児童生徒を対象にしてスクリーニングシートを作成し、課題発見に活用する。 2. 区役所、学校、地域、支援機関が連携し、スクリーニングシートにより抽出されたこどもと子育て世帯が抱える課題に対し、全件状況把握・総合的支援を効果的に実施。 (1)必要な支援につなぐアセスメント 区役所(関係課・区SSW・SSW・推進員等)、学校(校長・教頭・養護教諭・担任・SC等)、地域(民生委員・児童委員・主任児童委員・保護司等)、関係機関(こども相談センター、医療機関等)による教育分野・福祉分野の支援の見立て 3. 区役所、学校、地域、支援機関が支援状況を情報共有することにより、より適切で効果的な支援を行う。 (1)支援状況(進捗)を推進員が把握し、スクリーニング会議で報告する。 (2)スクリーニングシートを定期的に更新することによって支援効果を検証し報告する。 (3)スクリーニング会議で全件情報共有することにより、支援方針を再検討し、より効果的で適切な支援につなぐ また、会議等において協議、報告等がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。	10,748千円(こども青少年局、教育委員会からの配付)	○	○
こども・教育	77	保育所入所事務	小学校就学前のこどもが、保護者の就労又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合、子ども・子育て支援法、児童福祉法等に基づき、保育施設を利用することができる。近年の保護者ニーズや働き方の多様化に対応するため、利用調整の厳格性は維持しつつも柔軟性も求められている。大正区においては、待機児童数は過去数年にわたり0名と公表されているが、待機児童とはならないが55名(平成30年4月集計)の入所保留児童も存在する。保護者の意向もあるが、一人でも多くの児童が希望に近い形で保育施設に入所できることができるよう、公平で円滑な保育施設入所事務を行うことを目的とする。	事務内容は、こども青少年局により定められているが、区民の誰もが納得できる運用が可能となるよう、利用者向け説明資料等の作成・配布、利用者支援専門員による相談を行い、平成30年度から運用された一斉入所受付同時面接が円滑に実施できる様、保育所等の意見も取り入れ実施する。	-	○	○
こども・教育	78	ひとり親家庭自立支援事業	・児童扶養手当受給者は平成30年度で996件、児童手当受給世帯4269件の約23.3%。平成27年度は約16.9%であり増加傾向にある。また、ひとり親家庭世帯のこどもの数は平均1.7人となっており、大阪市の中で最も多い現状である。 ・「大阪市ひとり親家庭等自立支援計画(平成27年度～31年度)」に沿った具体的施策の展開が必要である。 ・子育てと生計の担い手という二重の役割を担うひとり親のおかれている状況は厳しく、子育てが困難な家庭が増加している現状である。 ・母子家庭の8割が就労している中で、非正規雇用が5割を超え就労収入が少ないことがこどもの貧困を招く原因ともなっている。 ・現状では養育費の取り決めをしている家庭は3割も満たない。養育は親の義務であるが、こどもの人権としての養育費の重要性が十分理解されていないといえる。 ・「困ったときに頼れる人がいない」等、相談支援・サポート体制の充実が必要であり、子育て支援室・こどもサポートセット推進員等と連携し、制度の情報提供を行うことで、安心して子育てをしながら自立生活を営むことができることを目的とする。	具体的施策として、就業支援、子育て・生活支援、養育費確保に向けての支援、経済的支援(児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療費助成等)、サポート体制の充実があげられており、大正区として重点的に取り組む項目を決め「行動計画」を策定し、実施していく。ひとり親家庭サポーターから報告等がなされた事項は「要保護対策地域協議会代表者会議」に報告、課題抽出を行う。	12,141千円 区CM自由経費(こども青少年局)		

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
こども・教育	79	児童手当認定支給事務とこども医療費助成事務	次代の社会を担う全ての子どもの発達や成長を社会で応援するため、子どもの健全な育成に寄与し児童福祉の向上を図る目的として、児童を養育している父母その他保護者の経済的支援として「児童手当」の認定と支給を行っている。 「こども医療費助成」は、こどもの医療費の自己負担の一部を助成している。 いずれも、所得制限がある。	<p>【児童手当】 *支給認定を受けるためには申請が必要。 (原則申請月の翌月分から支給。出生等の事由発生日が月末に近い場合、申請日が翌月になっても事由発生日の翌日から15日以内に申請すると申請月から支給。) (対象者) 15歳に達する日以後の最初の3月31日(中学校修了)までの児童を養育している父母その他の保護者 (支給額) 3歳未満:月額1万5千円 3歳以上小学校修了前(第1子、第2子):月額1万円 (第3子以降):月額1万5千円 中学生:月額1万円 *所得制限に該当した場合は、月額一律児童1人あたり5千円 (支給月) 毎年6月、10月、2月にそれぞれ前月分までの手当を支給。 *毎年6月に「現況届」による更新手続きが必要。</p> <p>【こども医療費助成】 *支給認定を受けるためには申請が必要。 (対象者) 健康保険に加入している、0歳~18歳に達した日以後における最初の3月31日までの子ども *対象児童が小学校修了までは保護者の所得制限無し (助成内容) ・医療費、訪問看護利用料 1医療機関ごと 1日当たり 最大500円(月2日限度) 3日目以降自己負担無し 同一月に自己負担額が2,500円を超えた場合、申請により払い戻し</p>			
こども・教育	80	区独自スクールソーシャルワーカーの活用事業	今日の子どもの問題行動の背景には、児童・生徒の心の問題や家庭、友人関係、地域、学校等の環境の問題が複雑に絡み合っている。区役所、学校、関係機関等が連携し、これら子どもの問題行動の課題解決に努めるとともに、すべての家庭が安心して子育てができる環境を作ることを目的とする。	社会福祉等の専門的な知識や教育分野に関する知識を有するスクールソーシャルワーカーを区独自に雇用し、課題を抱える児童・生徒及び家庭への支援のアセスメントを行い、具体支援への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築・調整、学校に対しての課題解決のノウハウの伝授等を行うとともに、こどもサポートネットスクールソーシャルワーカー、こどもサポート推進員を総括し、区の児童、生徒への支援を円滑に進める。	【校長経営戦略支援予算】 4,050千円(国庫補助1/3)(報償金・消耗品費・通信運搬費・損害保険料)		
こども・教育	81	学習・登校サポート事業	学校の授業以外で学習機会の少ない生活困窮家庭や不登校や病気による長期欠席等により学習機会を逃した児童・生徒を中心に、基礎学力の向上を図るとともに、ノートやひきこもりにつながる可能性がある不登校問題を解消することを目的とする。	家庭や学校、関係施設を含めた場所で、事業者による貧困等により学習支援等が必要な児童・生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かい学習サポートや登校支援等を行う。 (1)学校、保護者等との面談 こどもサポートネットスクリーニング会議で対象家庭を抽出し、支援内容(家庭への支援、児童・生徒への支援)について、学校、保護者と面談等を行う。 (2)学習支援 個別を基本とし、状況に応じて家庭、学校施設等で児童・生徒へ学習支援を行い貧困対策(貧困の連鎖を生まないため)に取り組む。 (3)登校支援等 不登校や不登校傾向にある児童・生徒に対して、登校の再開や定着にむけ登校支援を行う。 また、支援の進捗について、スクリーニング会議で報告を行う。	【重点】11,096千円 (報償金、通信運搬費、委託料)		
こども・教育	82	民間事業者を活用した課外学習支援事業	本市では「全国学力・学習状況調査」及び「大阪市子どもの生活実態調査の結果」等から、課外学習時間の短さが課題として現れており、各学校内での取組みだけでなく、課外学習の充実が求められ、各区において課外学習支援事業が進められている。当区においても、これら課題解決に向け、生徒の基礎学力の向上及び学習習慣の形成を図ることを目的とする。	子どもの習熟の程度に応じたきめ細かい指導を行うなど、民間事業者の学習支援のノウハウを活用した放課後課外学習を実施する。実施にあたり、事業者に対して実施場所等を無償で提供し、また受講者の塾代負担の軽減を図るため、「大阪市塾代助成事業」で交付されているバウチャー(塾代助成カード)でも受講可能とする。 これらの取り組みについて、対象者への周知を図るとともに区民への認知度も高めていく。 1クラス30名程度を定員とし、受講希望者が定員を超える場合は、クラス増を行う。	【校長経営戦略支援予算】146千円 (報償金、消耗品費、光熱水費、通信運搬費)		

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
こども・教育	83	教育に関し総合的に議論する場の開催(総合教育会議)	地域福祉・地域防災とともに、区内の子育て・教育・青少年健全育成を大正区地域福祉ビジョンの柱に掲げていることから、子どもにかかる福祉、教育の施策及び事業について、区役所、学校、地域が連携して活性化を図る。	立案の段階から保護者及び地域住民その他関係者等の意見を把握し、適宜これを反映させるため、年4回総合教育会議を開催する。 区長が会議において、子育て・教育・青少年健全育成等にかかる次の事項について委員からの意見を求める。 (1) 所管施策等に関する計画及び方針に関する事項 (2) 所管施策等のうち主要なものの実績及び成果の評価に関する事項 (3) 上記のほか、所管施策等に関し必要と認める事項	220千円(通信運搬費・筆耕翻訳料)		
こども・教育	84	教育行政連絡会の開催	区における本市教育施策の推進に関して、「ニア・イズ・ベター」の観点から地域に身近な区と学校が連携して、教育現場の充実を図ることを目的とする。	区長と区内各小・中学校長との、本市教育施策に関する意見交換や連絡調整。 区役所及び教育委員会事務局からの各小・中学校長に対する事務連絡。	-		
こども・教育	85	学校協議会の運営補佐	保護者や地域住民などの学校運営への参加を促進し、開かれた学校運営を実現し、より良い学校教育を推進することを目的とする。	保護者や地域住民などそれぞれの意向を学校運営に反映させるとともに、学校協議会委員は学校協議会の目的や役割を的確に把握し、各学校協議会において活発に意見交換を行う。 地域担当課長及び区教育担当職員が各回の学校協議会に出席する。 学校協議会の趣旨を共有し、各学校協議会が適切に運営されるよう、区役所において日中と夜間の2回、委員研修会を開催し、学校協議会や委員の役割について説明を行う。 各校へは教育行政連絡会を通じ、活発な意見交換が行えるよう、委員へ資料を事前送付の徹底について周知を行う。また、学校施策評価について報告を行い、学校運営に反映されるよう協議を行う。 協議会の役割等の周知や会議において議論が活性化されるよう学校・地域と協力して進めていくとともに、各校の会議手法等の共有を図る。			
こども・教育	86	学校選択制の実施	子どもや保護者が自ら学校を選択することで学校教育に深い関心を持つこと、またそれにより各学校が特色ある学校づくりを進め、学校教育の活性化を図られることを目的とする。	・校区外受入人数の調整 ・児童・生徒、保護者への情報提供(学校案内冊子、個別相談会、学校公開・学校説明会等) ・希望調査(希望調査票の提出について、SNS等の活用や督促状を送付する等し、全件回収をめざす。) ・入学校の決定	781千円(消耗品費、通信運搬費、印刷製本費) 教育委員会配付予算あり		
こども・教育	87	区における指定校変更独自基準の設定	大阪市共通の指定校変更の基準で対応できない保護者ニーズに可能なだけ応え、保護者、児童・生徒の希望する学校へ就学できるようにする。	・自宅から近い学校への就学について区独自の指定校変更基準を設定。 [通学距離] [小学校・中学校] 自宅から最も近い通学区域外の学校が、指定校までの直線距離のおおむね2分の1以下の距離にある場合。	-	-	-
こども・教育	88	小学校の適正配置	学校の適正規模は1学年2～4クラスとされており、1学年1クラスでは、人間関係が固定化する傾向が高く、また音楽の合唱や体育の集団競技などは困難な場合もあり、教育活動の幅が狭くなることから、今後の区内の開発状況や人口動向を踏まえながら、児童にとってよりよい教育環境を確保し、教育活動の充実を図ることを目的とする。	大阪市学校適正配置審議会の答申により、適正配置の対象校とされた学校について、地域、保護者、学校、区役所が一体となって、今後の方向性を決定していく。 (適正配置対象校の分類) [速やかに「統合」に向けた調整を進める必要がある小学校] 複式学級(2つの学年の児童で編制する学級のこと。編制は2学年あわせて16人以下、第1学年の児童を含む学級にあっては8人以下)を有する小学校、もしくは複式学級を有してはいないものの、全ての学年の児童数が20名未満であり児童の男女比率に著しい偏りがある学年を有する小学校 には該当しないが、児童数が120名を下回る状況であり、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みが立っていない小学校 [今後の児童数の推移を注視し順次取り組みに着手する小学校] 現在児童数が120名以上の状況ではあるが、今後児童数が120名を下回ることが見込まれる小学校 ～ には該当しないが、今後とも全学年単学級の状況にあると見込まれる小学校 現在7学級以上11学級以下の状況ではあるが、今後全学年単学級の状況になることが見込まれる小学校 今後、7学級以上11学級以下の状況にあると見込まれる小学校	-	×	×
こども・教育	89	学校図書館の活用推進	児童生徒の読書活動の推進を図り、読解力の向上及び読書習慣の形成を図ることを目的とする。	「読書センター」・「学習センター」・「情報センター」機能を果たす魅力ある学校図書館づくりを行う。具体的には、学校図書館の開館日数や回数を増やし、また、学校を巡回して開館や学校図書館の環境整備を行う学校図書館補助員と、活動のコーディネイトを行う学校図書館補助員コーディネーターを配置する。	-		

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
こども・教育	90	『読み書き能力(リテラシー)』スキルアップ	学力には、全ての学習の基礎となる「読んでわかる力・聞いてわかる力・見てわかる力」や「書く力」の向上が必要不可欠となっている。 大正区においては、昨年度子育て・教育・青少年健全育成に係る課題に特化した議論を行う場として、区総合教育会議を設置し、これまでの議論において、「基礎学力が低い」、「中学校へ進学しても小学校の基礎学力が身につけていない」という意見があった。特に小学校4年生においては、学力経年調査結果において、5年次進級後に国語の平均正答率が下がっている。 ひとつの目的に向かって取り組む姿勢の醸成、合格・成功体験を学習意欲の向上につなげ、自ら学ぶ習慣を定着させることを目的とする。	教育現場において、「読む力」「書く力」の醸成に効果が見られている「日本漢字能力検定」を、学力経年調査結果において、5年生進級後の国語の平均正答率が下がっている小学4年生を対象に実施し、日々の学習の成果を発揮する場とするとともに、受験時点での習熟度を図り、5・6年で中学校入学に向けた基礎学力の定着を図る。 実施結果については、教育行政連絡会等の場を活用し情報共有するとともに今後の教育支援事業につなげる。	832千円(手数料) (1%シーリング再配分or校長経営戦略予算)		
こども・教育	91	英語力向上事業	2020年度より小学校においても英語が必修化されるなど、社会の様々な面でグローバル化が急速に進んでいくことから、「異なった生活文化やものの考え方」への理解、また「使える英語」を身に付けていく必要がある。 児童・生徒自らが自発的に英語学習に取り組み、効果的に学習ができるよう、英語に対する好奇心や興味を育てることを目的とする。	ネイティブスピーカーや外国人留学生による英語を使った体験型のゲームや文法ゲーム、異文化の紹介や語学有識者による講演などを各校において行い、英語に触れる機会を創出する。 ネイティブスピーカー・外国人留学生・語学有識者については、経済戦略局の国際交流員の活用や国際交流センターと連携するほか、つつじサポーター(ボランティア)の募集において、区ホームページ等で語学有識者を特化して募集する。			
こども・教育	92	発達障がいサポーターの派遣	発達障がいのある児童・生徒の行動面に対して、ソーシャルスキル等の社会性・対人関係構築や適応に向けた支援を行うため、発達障がいサポーター(有償ボランティア)を区内小中学校に派遣する。	事業実施のため定めている発達障がいサポート事業要綱に基づき、報酬を支給するなど、発達障がいサポーターの活動について保障するとともに、万一の事故に備え、非営利・有償活動団体保険に加入する。	2,167千円(報奨金)		
こども・教育	93	青少年指導員・青少年福祉委員活動の推進支援	青少年指導員・青少年福祉委員活動を推進することにより、住民との連携の下で地域における青少年の健全育成を図ることを目的とする	要綱に基づき市長から委嘱を受けた「青少年指導員」及び「青少年福祉委員」が行う、青少年の健全育成に関する活動を推進する。	1,657千円(交付金)		
こども・教育	94	大正区成人式(成人の日のつどい)の実施	地域に見守り、育てられ健全に成長をとげたことへの感謝を認識し、新成人としておとなになったことの自覚を促し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますことにより、区内における諸活動の担い手になることを期待し、青少年の健全育成に関する各種団体の協力を得て、青少年と各種団体間のコミュニティづくりを行う。	「大正区成人の日のつどい」を青少年指導員・青少年福祉委員・子ども会など地域団体と連携して開催する。(年1回/成人の日)	30千円(報償金)、58千円(消耗品費)、54千円(通信運搬費)、21千円(筆耕翻訳料)、14千円(損害保険料)	-	-
こども・教育	95	生涯学習の実施支援	生涯学習推進員がまちづくり実行委員会の一員として、各種団体との連携を図りながら、身近な講座等の開催を通じ学習機会の提供を行うことにより、地域住民が自律的に生涯学習を進められるよう支援する。 区内の生涯学習施設や教育機関等と連携し、学習機会の提供並びに情報の取りまとめを行う。	生涯学習に関する取り組みの共有や、各校下間の生涯学習推進員の連携強化を図るため「生涯学習推進員・区役所連絡会」を開催する。各生涯学習関連施設が行う取組みを情報共有し、啓発協力を行うとともに、区内施設館の連携強化を図るため「生涯学習関連施設連絡会議」を開催する。 各連絡会で得られた情報や、それぞれの生涯学習関連施設の取組みを一堂に紹介する「生涯学習便り」の発行する。	70千円(通信運搬費)(No65と合算)		
こども・教育	96	学校体育施設の地域への開放	大阪市立の学校が保有する体育施設を地域に開放し、地域住民に対して継続的にスポーツの場を提供するとともに、自主主体的に運営や活動の推進を図ることによって、住民の健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興等に寄与するよう支援する。	学校ごとに設置する学校体育施設開放事業運営委員会の自主的、主体的な運営により、地域住民の健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興等が図られるよう、運営支援を行う。	(経済戦略局CM予算)541千円(光熱水費)		

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
こども教育	97	はぐくみネットの連携強化支援	「家庭」「学校」「地域」がさまざまな経験や学びを通じ、子どもの人間性を豊かにし「生きる力」をはぐくむため、はぐくみネット運営委員会がまちづくり実行委員会の一員として、学校教育支援の活動を行えるよう支援する。	子どもの成長に役立つ活動を通じて人と人のつながりをつくることをめざし、構成する諸団体やはぐくみネット運営委員会により、自主的、主体的に、休日や放課後などに子どもの体験教室や、大人と子どもが交流する催し、地域の子育て・教育について考える活動など自主的、主体的にとりくまれるよう、運営支援を行う。	70千円(通信運搬費)(No63と合算)		
こども教育	98	家庭力向上事業	区総合教育会議において、学力向上の改善には生活習慣に改善は必要不可欠であり、各家庭における教育力、生活力の向上も行政として取り組んでいくべきとの意見が出されたところであり、それら、各家庭、地域における家庭力(経済力、親のコミュニケーション力、育児力等)の向上を図ることを目的とする。	これまでの行政への申請主義や対症療法的事業から脱却し、家庭へ直接アプローチをしていくアウトリーチ型事業として取り組む。平成31年度については、試験実施として1地域で実施する。 (1)小学校新1年生全世帯に対し、SSW・こどもサポートネット推進員が関係機関と協力し、家庭訪問を行う。 (2)家庭が悩んでいる事、不安、要望について聞き取りを行う。 (3)聞き取った内容について、こどもサポートネットスクリーニング会議で報告を行い、提供できる支援について検討を行う。 支援の提供、要望への対応後については、スクリーニング会議で報告を行い、進捗管理をおこなう。		×	×
こども教育	99	こども文化祭	子どもたちの自主的・主体的な参加型のイベントを大人たちが支援しながら開催することにより、子どもたちに文化・芸術への関心や地域への愛着を育み、地域における児童・青少年の健全育成を図ることを目的に実施する。	子どもたちの夢と創造性、文化・芸術への関心や地域への愛着心を育むため、子どもたちの日頃の文化活動の成果の発表・紹介や誰もが気軽に参加できる内容となるよう区民・各種団体と協働してこども文化祭を企画・実施する。	1,399千円(委託料)(No68と合算)	×	×
こども教育	100	Taisho生涯学習フェスタ	各校下で行われている生涯学習の取組みを広く区民に知らせるとともに、日頃の成果を発表・啓発する機会を創出し、生涯学習の取組みを推進する。	地域において文化活動を行っている生涯学習ルーム・各種サークル・団体等の活動の発表や世代を問わず多くの区民が気軽に参加できる内容となるよう「Taisho生涯学習フェスタ」を実施する。	1,399千円(委託料)(No67と合算)	×	×
こども教育	101	「リーディングスキル」アップ	学力には、全ての学習の基礎となる「読んでわかる力・聞いてわかる力・見てわかる力」や「書く力」の向上が必要不可欠となっている。 そうした中、大正区役所と大正白稜高校は、大正区における地域の課題解決や発展に寄与するため包括連携協定を締結している。 大正白稜高校では、「リーディングスキルプログラム」による授業に取り組んでおり、区の教育研究の向上に資する内容となっている。 区内、学校(小・中・高)が連携して「リーディングスキル」向上に取り組む、文章や資料・データを正確に読み取る力を伸ばし育み、「考え抜く力」を向上させ育てることにより、次世代を担う地域の子どもの基礎学力の充実向上を図り、各学校全体の傾向を把握する。	区内小学校、中学校、高等教育が連携して、「リーディングスキル」の取組みを強化し、地域の児童、生徒が教科書をしっかり読み、理解できるように「リーディングスキルテスト(RST)」に取り組む、各学校全体の傾向を把握し、タイプごとの偏差値、能力値に応じたカリキュラムを作成する。3カ年実施し、検証を行う。 ・小学校については、次年度に全国学力状況調査(小6対象)に向かう5年生に実施する。 ・中学校についても、次年度に全国学力状況調査(中3対象)に向かう2年生に実施し、次年度以降の教育プログラムの構築の参考とする。 1.児童・生徒が教科書の内容を正確に読み取れる力を測る「RST」を企画・実施し、テスト結果のデータに基づいて「なぜ読めないのか」という理由を分析する。 2.読解力の高低に関する要因の特定、診断方法の開発等を通じて欠けた部分を補う教育方法を考案し、読解力を向上させる。 3.「RST」の実施結果に関するデータベース等の作成および開発支援を行う。 テスト結果については、学校協議会で情報共有を行い、学校運営に反映する。	1,565千円(役務費・手数料)(1%シーリング再配分)		
こども教育	102	要保護児童対策アシスト	平成30年度よりこどもサポートネット事業を実施し、学校において課題のある児童生徒、あるいは世帯の発見し、教育的支援や福祉的支援を区役所、学校、地域が連携して行っている。区役所においては、スクリーニング会議にあげられた、少しでも課題を抱える児童・生徒を要保護児童対策協議会へエントリーし全件把握することとしている。 各校での資料作成や要保護・要支援児童の登録事務、学校との連絡が輻輳し、平成30年8月末のスクリーニング会議の取扱い件数は、スクリーニング会議で取り扱った件数の9.6%にとどまっておらず、全児童生徒の状況を区が把握するに至っていない。 早期に全児童生徒の状況を完全把握するとともに、要保護・要支援に登録を行うための補助を行う。 平成31年度単年度事業	要保護児童対策アシスタントの雇用(主な業務) ・各学校での連絡表、基礎資料の作成補助 ・要保護・要支援児童の登録補助 ・区役所、学校間の連絡調整 ・その他	2,623千円(報酬・其他委員等報酬)(1%シーリング再配分)		

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
こども・教育	103	PTA活動の支援	市民公益活動を行う「市民活動団体」として、保護者と教職員が協力し家庭と学校と社会における、子どもの健全な成長を図ることを目的に、各校下でPTA活動が行われている。 PTAの自主的な活動に配慮しつつ、PTA活動がより活性化するための支援を行い、学校教育の充実を図るとともに、社会教育活動や生涯学習の振興を図ることを目的とする。	公平性、公正性及び透明性の確保に努めながら、PTAとの協働の機会を拡大し、青少年の健全育成や教育全般に関する情報提供、活動内容の充実に向けた助言等を行う。 (情報の提供) 区民のPTA活動への関心を高め、区役所、地域及び子どもの健全な成長に関わる団体相互の交流及び連携を促進するため、それぞれの団体の活動に関する情報の積極的な収集及び提供を行う。PTA活動の広がりをもたせ、子どもの健全な成長に関わる情報の横断的な収集、発信に努めるとともに、PTA活動の啓発を行う。 (活動の場所の提供) PTA活動を推進するため、当区が管理する施設の案内を行うなど、PTA活動・交流の拠点となる場所の提供を行う。			
こども・教育	104	大正教育活動協力隊(つつじサポーター)の活用	大阪市及び大正区では、授業中や放課後等に学習支援を行う学力向上支援サポーターや学校図書館の館内環境整備等の補助を行う図書館支援ボランティアなど各種サポート事業を実施しており、サポーター・ボランティアをそれぞれ募集しているが、人材確保が課題となっている。 大正区で児童生徒に対する教育的支援や福祉的支援を行うサポート・ボランティアを「大正教育活動協力隊(つつじサポーター)」として、区において広く募集し人材の確保につなげ、各サポーター制度やボランティア制度の効果的な実施を図り、区内教育活動の活性化させる。	各学校や局で行う事業別の募集に加え、区役所の広報力(HP/SNS等)を活用し、広くサポーターやボランティアの募集を行う。学校が必要としているサポーターやボランティアを確認したうえで、学校の希望条件を考慮しながら、適宜必要としている学校へつなぐ。埋もれた人材を掘り起こすため、HP/SNS等を活用し、様々な知識や技能を持った人の情報の提供を呼びかける。			
生活支援	105	生活保護担当職員のスキルアップ(職員の資質向上)に向けた研修の実施	ケースワーカー(CW)・査察指導員(SV)は生活保護業務以外に他法他施策の知識を必要とするが、当区では経験の浅いCW・SVが多く、知識の習得が十分でない。すべてのCW・SVが効率的な業務執行と被保護者に対し同等の適切な指導援助及び事務処理が行えるよう、スキルアップを図る。	新任・配転者研修(メンター制度による研修) 全職員向け各専門研修(業務のスキルアップ)・監査指摘事項(新規開始ケース等)に対する研修			
生活支援	106	生活保護世帯への計画的な訪問調査活動の実施	訪問調査活動は、被保護者の生活状況を把握し、把握した生活状況等に基づき世帯の課題を明らかにし、その課題を解決していくというケースワークの一連の流れにおいて基礎となる重要な業務である。訪問活動の目的意識を持ち計画的な訪問の進捗管理を行い、適切な援助を行う。	目的を持った訪問調査活動を実施するに当たり、各ケースワーカーは、訪問調査活動実施直前に、各世帯の援助方針等の確認を行い、訪問時に漏れのないよう適切な指導を行う。また、訪問調査実施後にケースワーカーから回付されるケース記録により、査察指導員・課長代理・課長が生活実態が的確に把握されているか・訪問目的が達成されているかの確認を行う。 家庭訪問実施状況などについては、新規開始後1か月以内の訪問実施状況をはじめ、定期訪問状況について、チェックリストやデータ化した査察指導簿により、査察指導員・課長代理・課長が進捗管理を行う。 また、月初に行う管理職会議において、各ケースワーカーの訪問の進捗状況を管理職全員で確認し、計画のズレと原因を把握する。 さらに、年2回(5月末・11月末時点)の6か月未訪問世帯リストを作成し、長期末訪問の解消を図る。			
生活支援	107	生活保護受給者への就労支援	稼働能力を有する生活保護受給者等に対して就労支援を実施することにより自立を助長する。	稼働能力活用を必要とされる支援対象者に対し、効果的かつ確実に支援を行う為、事前面接を実施する。就労歴と生活歴の聞き取りを行い、支援対象者の人生の棚卸しを図ることで、支援内容についての方向付けを行うなど、就労支援について総合的にコーディネートをする。 ハローワーク(生活保護受給者等就労自立促進事業)の豊富な求人案件と総合就職サポート事業のきめ細やかな支援の双方を強みを活かすため、就労支援事業の二事業併用を促進する。 支援対象者にかかる求職活動状況の把握を行うことにより、早期の就労と就労後の職場定着を図る。 また、生活保護業務担当職員が得た利用者のニーズ等は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。	福祉局予算(総合就職サポート事業)、国予算(生活保護受給者等就労自立促進事業)		
生活支援	108	生活保護不正受給対策の実施	セーフティネットを悪用し、生活保護を不正に受給している者が後を絶たない中、真に生活に困窮する者に適切な保護を実施するため、生活保護の不正受給の防止、排除に努める。	不正の疑いが想定されるが、通常のケースワーク業務の範囲では調査困難な事案について、重点的な調査を行う。 不正受給の疑いがある者の調査にあたっては、査察指導員、ケースワーカーのみならず、課全体で対応を行い、一定の結果が得られた案件については、適正化結果報告会議を開催し、課内での情報共有化を図り、防止策や早期対応に役立たせる。 課税調査・資産調査による未申告収入の認定を適正に行い、保護費の返還を求めるとともに適正に指導を行うことで不正受給を防止する。 生活保護の適正化に向けた取り組みをホームページの活用や広報紙等による区民への情報発信を年間3回行うことにより、区民の信頼度向上につなげる。			

「スケ」欄：業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄：作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
生活支援	109	生活保護費返還金・徴収金の適切な管理	生活保護費の返還金(63条)は、本来資力はあるが直ちに活用できないため保護を行い、資力が換金されるなど生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護費の返還を求めるものであり、資力の把握と速やかな事務処理が必要である。また、徴収金(78条)については、不正な手段により保護を受けた場合にその期間に支給した保護費を徴収するものであるが、すでに保護費を消費している場合が多く、返済については分割かつ低額とならざるを得ず、また滞納となってしまう場合が多いのが現状である。そのため、CWへ債権についての意識づけを行い、納付指導を適時実施するとともに、時効中断措置の確実な実行及び新たな債権を発生させない取組みにより、より適切な債権管理に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 特に保護受給中の者に対する納付指導の徹底 返還金・徴収金の督促状送付や分割納付誓約書、履行延期申請書、債務承認書の徴取による時効中断措置の確実な実行 法63条返還金(特に遡及年金受給にかかるもの)の確実な徴収 年金受給開始に伴う確実な収入認定の徹底、新たな債権を発生させない取組 法78条徴収金の納付勧奨 	-		
生活支援	110	生活困窮者への自立支援	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。	生活困窮者を早期に把握し、包括的に相談に応じる窓口としての自立相談支援窓口(インコス大正)で生活困窮者が抱える課題を的確に把握し、本人の意思に寄り添い包括的・継続的に支援する。生活、就労、家計相談等を行う。生活保護受給者等就労促進事業と総合就職サポート事業を活用し、効果的に就労支援を進めていく。地域において支援を必要としている高齢者・障がい者・こども等について、地域包括ケアシステムやこどもサポートネット事業による見守りを進めていくことで、生活困窮者の支援にもつなげていく。また、生活困窮者自立支援事業担当職員が得た利用者や関係者のニーズ等は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。	福祉局予算		
福祉	111	大正区地域福祉推進会議の開催 【旧：区の地域福祉施策の方針を検討・決定するしくみの確立(地域福祉推進会議)】	区の地域福祉全般(子育て含む)にかかる施策のあり方(方針案)を検討・決定する「地域福祉推進会議」を整備し、「しくみ(地域支援システム)」を確立することにより、地域福祉施策の充実をめざす。	各施策分野別会議体における課題と検討内容を集約し、地域福祉推進会議にて施策分野ごとの方針(大枠の方向性)及び区の地域福祉全体に関わる方針案について検討・決定する。地域福祉推進会議での検討内容を各施策分野別会議体にフィードバック、区政会議に検討内容を報告し区の地域福祉施策について提言する。これらの一連の流れを循環させることにより、区の地域福祉施策にかかる方針を決定するしくみを確立する。	268千円(平成31年度より区政会議等運営事業より予算要求)		
福祉	112	地域における要援護者の見守りネットワークの強化	支援が必要でありながら適切な支援につながっていない人を把握し、地域の見守りや福祉サービスの利用につなげるとともに、災害発生時の避難支援体制づくりの検討、認知症高齢者等の見守りの強化による行方不明時の早期発見をめざす。	<ul style="list-style-type: none"> 区社協に「見守り相談室」を設置し、機能「要援護者情報」の整備・管理、機能「孤立世帯等への専門的対応、機能「認知症高齢者等の行方不明時の早期発見」を実施する。 「地域見守り体制づくり推進事業」において配置された見守り推進員との連携により、支援を要する人の状況把握及び見守り相談室への速やかな情報提供により、地域の見守りを行う。 	16,346千円(区CM自由経費)		
福祉	113	民生委員・児童委員活動の推進	民生委員・児童委員が地域住民に対する多様な相談・見守り等の活動を円滑に行うため、各種団体、関係機関との連携や助言等を行うために必要とする知識やスキルを備えること及び、地域レベルでの福祉活動の展開を担い、地域福祉ビジョンを推進する地域支援システムの一部として機能することを目的とする。	民生委員・児童委員、自らが上記の目的達成のために、毎月開催(8月除く)の地区民生委員長会の場で見守り活動や相談支援に関する課題の抽出や助言を行い、地域まちづくり実行委員会との連携を図る。なお、民生委員・児童委員の任期は3年で、3年ごとに一斉改選がある。平成31年度は、その一斉改選に該当する。	福祉局・こども青少年局より予算配付：7,207(3,696 + 3,511)千円(費用弁償)		
福祉	114	大正区地域自立支援協議会の開催	相談支援事業をはじめ、障がい者福祉にかかるシステムづくりに関し中核的な協議の場として大正区地域自立支援協議会を設置し、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、ネットワークの構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者総合支援法89条の3にもとづき困難事例への対応や、地域の関係機関によるネットワーク構築等にかかる課題を協議するため、年6回(隔月)協議会を実施。 毎月、区役所で障がい者、その家族、事業所等を対象に無料相談会の実施。 相談支援事業所との意見交換会を開催する。 子ども・教育担当とも連携しながら、障がい児の支援対策について協議する。 障がい児の支援について情報共有する場として、「こども部会(仮称)」設置にむけて検討する。 また、本協議会において協議、報告等がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。 	127千円		

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
福祉	115	大正区障がい者基幹相談支援センターの運営	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2の規定に基づき、障がい者の地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として障がい者相談支援体制を身近な区域で構築することを目的とする。	・障がい者相談支援事業 ・専門的な知識を必要とする困難ケースへの対応 ・地域の相談支援体制強化の取組 ・権利擁護・虐待の防止のための取組 ・障がい者施策等に関する広報啓発活動への協力 ・障がい者基幹相談支援センターについて広報し、身近な相談窓口であることを区民に認知してもらう。	13,765千円(区CM自由経費)		
福祉	116	障がい当事者や家族による電話相談窓口の設置	障がい当事者や家族という経験等を活かし、身近な地域で障がい者や家族の目線に立った相談援助を担い、区の地域実情の特性に応じた相談支援活動を行う。	平成26年度に区の実態を把握し、平成30年4月現在、身体障がい者相談員3名、知的障がい者相談員2名に委嘱を行っている。平成30年度は9月30日に期間満了となる知的障がい者相談員に対して市長からの委嘱を行った。相談員の自宅の電話番号を大阪市発行の「福祉のあらし」に掲載することにより、日常的に当事者や家族からの電話相談を受けることのできる体制をつくり、身近な支援活動を進めていく。また、実際の相談者のニーズを的確に行政に伝わるよう意見交換会を実施する。	165千円		
福祉	117	地域の見守り体制づくりの推進	地域福祉の活動の担い手として、高齢者や障がい者等に対する地域における見守り活動を推進し、居場所づくりやセーフティネットの強化を図る。	・各地域への見守り推進員の配置による地域住民の相談援助や人と人とのつながりづくり、関係機関と顔の見える関係を作り、効果的な連絡調整等の実施。 ・「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」との連携業務。地域で得た要援護者の情報を見守り相談室と共有する。 ・地域における見守り体制の必要性の周知及び要援護者情報の地域における共有を図るため「見守りノート」(仮称)を作製配付する。	12,248千円		
福祉	118	保健福祉課(福祉グループ)窓口受付等業務	区民サービスの向上と効率的な区行政の運営(市政改革プラン2.0 改革の柱2 イ)	保健福祉課の多岐にわたる受付業務において、丁寧で正確な対応を行えるように、受付業務に関する学習会を開催し、各種制度の知識向上及び課題の抽出・検討を行い不適切事務の発生を防ぐ。 受付業務一覧 ・成年後見制度に係る審判の請求・老人医療費助成制度・重度障がい者医療費助成制度・障がい者福祉サービス・障がい児福祉サービス・移動支援・日中一時支援・療育手帳・身体障がい者手帳・補装具費給付・日常生活用具給付(障がい者)・特別障がい者手当・障がい児福祉手当・特別児童扶養手当・外国人身心障がい者給付金・精神保健福祉・精神保健福祉手帳・乗車料金福祉措置及び重度障がい者等タクシー料金給付・自立支援医療(更生医療・育成医療)・住宅改修費給付事業・大阪府重度障がい者在宅生活応援制度・点字図書・NHK放送受信料免除基準該当証明・身心障害者扶養共済・自動車税軽自動車税の減免にかかる証明・有料道路障がい者割引・戦傷病者戦没者遺族弔慰金			
福祉	119	介護保険料の収納率の向上	介護保険を今後も持続可能な制度として維持・継続するとともに、被保険者間の公平性を確保するために介護保険料の収納率の向上を図る。	きめ細やかな納付相談・納付指導や口座振替勧奨、滞納者への計画的・継続的な納付督促、保険資格の確認の徹底、厳正な滞納処分の実施など収納対策を強化し、収納率の向上に取り組む。	介護保険事業会計福祉局予算 74,376千円(内区配分予算333千円) 平成30年度		
福祉	120	障がい者・高齢者への虐待防止	障がい者及び高齢者の虐待の防止、早期発見及びその適切な支援の実施を図るために、障がい者や高齢者に関わる支援者や関係機関が情報を共有し連携協力していくことを目的とする。	高齢者虐待防止法、障がい者虐待防止法に基づき通報受理窓口として、区保健福祉センターと地域包括支援センター・障がい者相談支援センターが連携して虐待対応を行う。 虐待防止のための研修会や意見交換会を開催する。 地域包括支援センター等による事業者等への研修の実施を支援する。 区民への啓発を図る	障がい者 8千円 高齢者 25千円(報償金・通信運搬費・消耗費) 平成31年度区CM経費(福祉局)		
福祉	121	地域包括支援センター運営協議会の開催	・高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムを構築するために、仕組みづくりの中心的な役割が担えるように地域包括支援センターの機能強化を図る。	・地域包括支援センターの機能強化 ・地域ケア会議から見えてきた課題の抽出 ・地域包括支援プロジェクトチーム・地域支援会議・地域ケア会議と連携し地域課題・地域ニーズを把握し、地域ケア推進会議を開催し協議する。 ・本協議会において協議、報告等がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。	31千円(区CM自由経費)		

「スケ」欄：業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄：作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予定)

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
福祉	122	在宅医療・介護連携の推進	医療機関と介護事業者とは、それぞれを支える保険制度が異なり、相互の理解や情報共有が難しい環境にある。こうした中、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年に向けて、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における在宅での生活を支えるための医療と介護の関係機関と従事者同士の連携体制の構築を推進する。	在宅医療と介護の連携を推進するために地域の課題を抽出し、その対応策を検討することを目的として、関係機関・団体及び区役所による大正区在宅医療・介護連携推進実務者会議を開催する。地域課題・ニーズ把握に際し、地域包括支援プロジェクトチーム・地域支援会議・地域ケア会議と連携する。 医療、介護関係機関の連携促進や、在宅医療等に関して、地域住民を対象に啓発を行う。啓発事業の検討段階から医療・介護の関係機関と協議することで、関係者間のネットワーク強化と情報共有を図る。 会議等において協議、報告等がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。	532千円(健康局予算:在宅医療・介護連携推進事業)		
福祉	123	認知症施策の推進	・認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会の実現をめざすために、認知症高齢者等を支援する区内のネットワークの充実に図り、地域の認知症の方の発見力や認知症対応力を強化する仕組みを構築し、地域に潜在する認知症の方の早期把握や適切な支援につなぐ取組みの推進を図る。	・認知症高齢者等を支援する区内のネットワークの充実にむけた協力 ・認知症高齢者等の取組みにかかる広報・周知への協力 ・認知症高齢者等の地域課題の共有・取組みの検討 ・地域包括支援プロジェクトチーム・地域支援会議・地域ケア会議と連携し地域課題・地域ニーズを把握し会議で協議する。連絡会等において協議、報告等がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。	福祉局予算		
福祉	124	生活支援体制整備の実施	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムを構築するための一環として、生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加の促進を図るための仕組みづくりを目的に生活支援体制整備事業を実施する。	大正区社会福祉協議会に生活支援コーディネーターの配置及び関係機関連絡会議の設置・運営を委託し、生活支援コーディネーターが地域まちづくり実行委員会・地域支援会議等と連携し、高齢者のニーズや課題、地域資源等を把握したうえで、関係機関連絡会議を通じて情報共有を図り、生活支援・介護予防の充実に向けて取り組む。	福祉局予算		
福祉	125	保健福祉課(介護保険グループ)窓口受付等業務	区民サービスの向上と効率的な区行政の運営(市政改革プラン2.0 改革の柱2 イ)	保健福祉課の多岐にわたる受付業務において、丁寧で正確な対応を行えるように、受付業務に関する学習会を開催し、各種制度の知識向上及び課題の抽出・検討を行い不適切事務の発生を防ぐ。 受付業務一覧 ・介護保険・敬老優待乗車証・成年後見制度に係る審判の請求・老人憩いの家・老人福祉センター・日常生活用具給付(高齢者)・介護用品支給・養護老人ホーム・外国人高齢者給付金			
保健活動	126	プレパパ・ママレッスン	母子保健法第9条に基づき、母子保健に関する各種の保健教育を行い、母性及び乳幼児の健康の保持増進並びに父母の育児力の向上に努める。	A・Bは隔月開催、Cは年3回実施 レッスンA:妊娠中および産後の過ごし方、育児指導(保健師)、歯科健診(歯科医師) レッスンB:妊娠中の栄養(栄養士)、歯科健診(歯科医師) レッスンC:子育て情報、沐浴指導、妊婦疑似体験(保健師)、お産の経過(助産師)	449,200円(こども青少年局所管予算 児童保健費報償金・消耗品費)		
保健活動	127	幼児の保護者を対象としたアレントレーニング講座の開催	様々な行動上の問題を持つ発達障がい(疑いを含む)のある幼児の保護者が子どもの行動を理解し、行動療法に基づく効果的な対応方法を学び、話し合い、よりよい親子関係作りと子どもの適応行動の増加をめざす。	・子どもの行動観察と理解(ロールプレイ) ・上手なほめ方・指示の出し方 ・グループワーク			
保健福祉活動	128	こころの健康の保持・増進	精神保健福祉施策を円滑に推進するため、精神保健福祉相談や社会復帰相談指導事業などを行うことにより、精神障がい者及びその疑いのある者の早期発見、早期治療の促進、回復途上の精神障がい者の日常生活圏の拡大や仲間づくり及び自立に向けた支援を行う。また、住民の精神障がい者への理解を深め、依存症やひきこもり・思春期問題などこころの病に関する正しい知識の普及を図り住民のこころの健康の保持・増進を図る。	精神保健福祉相談 社会復帰相談指導事業、家族教室、酒害教室 務の周知 ②健康展での啓発活動 広報誌・チラシでの保健福祉センター業	1,232,290円(健康局所管 保健医療費 報償金・消耗品費・通信費)		
保健福祉活動	129	感染症に関する啓発	感染症に関する啓発を行い、感染経路を正しく理解して予防行動と早期発見・早期治療を促し、発症予防や感染症拡大阻止を目的とする。	・世界エイズデーに合わせ、エイズ予防の周知・啓発を行う。(パネル展示・パンフレットなどの配布) ・MRワクチンの接種率向上をはかる。(乳幼児健診時の個別接種勧奨、保育所・小学校などでの健康教育実施など) ・結核予防の周知・啓発を行う。・感染症発生時の疫学調査、指導の実施。			

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予定)

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
健康づくり	130	狂犬病の予防及び動物の適正飼育・野生鳥獣の管理に関する啓発	狂犬病の蔓延を防止するとともに、動物の適正飼育の推進及び野生鳥獣の管理に関する知識の普及を図る。	・狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射を推進する。 ・動物愛護管理法に基づき、動物の飼養者に飼い方指導や終生飼育の啓発指導を行う。 ・動物の飼養に関する区民からの苦情相談に対応する。 ・野生鳥獣(カラス・ハト・イタチ等)による生活環境被害の防除について啓発指導する。	健康局予算(通信運搬費:146千円、消耗品費:4千円)		
健康づくり	131	結核対策の充実・強化	・大阪市における結核罹患率(人口10万人あたりの新規登録患者数)は32.8と全国平均13.9の約2.36倍(平成28年)となっており、結核対策の充実・強化が重要な課題となっているため、早期発見及びまん延防止のための結核健診、罹患防止のための幼児期のBCGワクチン接種、医療費の公費負担による治療の徹底や患者管理指導を行っている。	・1歳の誕生日前日までの乳児を対象に、毎月第4木曜日(12月は第2木曜日)に雇上げ医師によるBCGワクチン接種を行う。(予約不要) ・大阪市に在住する15歳以上の者を対象に、毎月1回その他に、「みんなの健康展」、「理容所講習会」、「美容所講習会」開催時等に胸部X線撮影による結核健診を行う。(予約不要) ・全肺結核患者と保健福祉センターが必要と判断した患者を対象に、年3回、コホート検討会を行う。	健康局予算(報償金:639千円・普通旅費:11千円)		
健康づくり	132	健康増進普及啓発事業「大正区健康の日 みんなの健康展」の開催	大正区の平均寿命は短く、健康寿命(日常生活に制限のない期間)も市より短い。「すこやか大阪21(第2次)」に基づき区民の健康に対する意識向上を図り、健康寿命の延伸に資する。	区の医師会・歯科医師会・薬剤師会、(独)都市再生機構並びに地域の諸団体と協力・連携して、健康・食育に関するイベント、各種健康相談・展示・体験、各種健康測定・診断を実施する。 主な共催団体の役割 大正区役所:さわやか広場において、血管年齢測定・アルコールパッチテスト・結核健診・パネル展示コーナー及びスタンプラリーの設営・運営 大正区医師会:区民ホールにおいて、健康相談・体力測定コーナーの設営・運営 大正区歯科医師会:区民ホールにおいて、歯科相談・歯科健診・口腔内健診・歯みがき指導・フッ素塗布コーナーの設営・運営 大正区薬剤師会:区民ホールにおいて、キッズファーマシー(薬剤師体験)・薬と健康相談・肺年齢測定・禁煙パネル展示コーナーの設営・運営	区まち(健康増進普及啓発事業)予算(消耗品費:30千円)	-	-
健康づくり	133	栄養・食生活の改善の推進	大正区の平均寿命は短く、健康寿命(日常生活に制限のない期間)も市より短い。「すこやか大阪21(第2次)」・「食育推進計画」の方針に沿って、区民に食育の大切さの普及啓発を図り、生活習慣病を予防し、健康的な食生活を実践できるよう支援する。	食生活に関する地域健康講座、健康講座保健栄養コース(食を中心とした健康づくりリーダー養成講座)、離乳食講習会を開催する。30年度に新たに立ち上げた朝食欠食対策推進会議での取り組みを中心に、食育ネットワークの各機関団体と連携して児童・生徒の朝食欠食対策を検討を行う。	健康局予算(消耗品費:77千円)・区CM予算(委託料:270千円)		
健康づくり	134	介護予防・認知症予防の推進	高齢者の介護予防に効果的な「いきいき百歳体操」の推進を図るとともに、媒体を効果的に活用しながら「介護予防健康講座」、「地域健康講座」等を実施し、高齢者が要介護状態に至ることを予防し健康寿命の延伸を図ることを目的とする。	1. いきいき百歳体操の実施 いきいき百歳体操(拠点健康教育):1拠点あたり10~30人で実施。(10地域19拠点)地域や関係機関と連携し、身近な地域で同体操を継続的に実施できるよう拠点場所の拡大を図る。 いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操等の体験講座:2回 いきいき百歳体操サポーター養成講座:1回(4日間):約30人 いきいき百歳体操ステップアップ講座:1回:約30人 2. 認知症予防他、各種介護予防健康講座「いきいきくらぶ」時健康教育 3. 地域健康講座の開催(地域よりの要請により随時開催) 4. 区民啓発用リーフレットの作成・配布	414千円(福祉局所管予算 福祉費報償金、消耗品費、印刷製本費)		
健康づくり	135	食品衛生に関する相談・啓発	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の健康保護を図る。	・講習会や各種媒体により食中毒防止の啓発を行う。特に最近市内の飲食店で頻発しているカンピロバクター食中毒防止啓発に力を入れる。 ・食品衛生に係る区民からの相談に対応する。 ・夏祭りや学園祭等の臨時出店届を受け付け、食品の提供にあたっての衛生指導を行う。	-	-	-
健康づくり	136	乳幼児健康診査の実施	母子保健法に基づき、3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、発達相談、4・5歳児発達相談を実施し、乳幼児期の健全な発育、発達をもたらすため養護、栄養、育児に関する指導を行うこと及び疾病の早期発見と予防を図ることを目的とする。	・身体の発育及び栄養状態 ・身体の疾病及び異常の有無 ・歯の疾病及び異常の有無 ・行動発達、言語発達の状況及び異常の有無 ・予防接種の実施状況 ・眼科・耳鼻科二次健診、尿検査 ・その他育児上問題となる事項の指導 医師、歯科医師による健康診査、心理相談員、歯科衛生士、保健師、栄養士等が幼児期の適切な栄養、生活習慣の自立、う歯予防等の育児指導を実施する。 ・健診日当日に未受診児について、電話・訪問・再通知による受診勧奨を行い、それでも未受診の場合は、再度、電話・訪問等により児の状況・居住実態の把握に努める。それでも、状況把握・現認不可の場合は、「未受診者連絡会」に参加する各担当から児の関連情報を集約し、児の所在の確認や、海外転出等の確認のため、子育て支援室と連携して、入国管理局へ出入国記録の照会を行う。	こども青少年局予算(報償金:3,435千円・消耗品費:21千円)		

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予定)

平成31年度事業・業務計画書(中間振り返り) 概要版

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
保健活動	137	育児教室(親子にこにこ教室)の開催	育児不安をもつ養育者が安心して子育てできるように、乳児の心身の健康に関する情報交換などを行うことにより養育者の育児力を高め、健康づくりの一層の推進を図る。	親子にこにこ教室 ・専門職(保健師・心理相談員)による育児・発達にかかる支援 ・保健師による育児相談等 ・養育者間の交流 ・栄養士・保育士・利用者支援員による子育て情報 ・監視員による食中毒・ノロウイルス予防の話 地域ふれあい子育て教室	15千円(こども青少年局所管予算 児童保健費消耗品費 地域ふれあい子育て教室消耗品費)		
健康づくり	138	心理相談員による乳幼児の発達相談	発達障がいのある子どもと養育者が、速やかに診断や医療につながる相談を受けることができ、早期の療育や適切な保育・教育等につながるまで専門的な支援のもと安心して育児ができるよう、区保健福祉センターにおいて臨床心理士等専門職を長期的・安定的に確保し、早期の段階で継続的な相談支援を実施する。	・1歳6か月児健診、3歳児健診、発達相談、育児教室、4・5歳児発達障がい相談など各事業における心理相談業務 ・乳幼児健診後の継続的支援及び関係機関連携(医療機関、療育機関、保育機関等) ・発達障がいの早期発見及び早期支援のための心理相談業務 ・地域に出向く心理相談、発達障がいの理解を深める啓発業務	区まち(乳幼児発達相談体制強化事業)予算 (報酬:2,542千円・旅費:211千円・消耗品費:4千円)		
健康づくり	139	そ族昆虫の防除	そ族昆虫が媒介する感染症の発生を未然に防止することにより、健康で快適な生活環境の確保を図る。	・そ族及び蚊やゴキブリ等衛生害虫の駆除の必要性について啓発し、駆除方法を指導する。 ・区民からの衛生害虫等に関する苦情相談に対応し、必要に応じ機材の貸出等を行う。	区まち(保健福祉センター事業用経費 消耗品費:3千円、燃料費:1千円)		
健康づくり	140	がん検診・特定健診についての周知・啓発	大正区の平均寿命は短く、健康寿命(日常生活に制限のない期間)も市より短く、死因別死亡では悪性新生物(がん)が最も多く、全体の3割を占めている。その原因となる生活習慣病対策が重要であり、がんを含めた生活習慣病に関連する疾病の予防のための正確な知識を学べるセミナーの開催、疾病の早期発見、早期治療のため特定健診、がん検診の受診率向上を図る。	大正区医師会、大阪府がん診療拠点病院である済生会泉尾病院と協働し、「大正区民のための健活セミナー」(健康講座)を年6回(5月、6月、9月、12月、1月、3月の第1金曜日、ただし、5月、1月は第2金曜日)開催する。 また、自ら健康増進を促すため、幅広く啓発・広報活動を行うことで、健診(検診)に対する区民の意識を高める。 特定健診の未受診者に対して個別勧奨通知を送付することで、健診受診に対する意識を高める。	健康局予算(消耗品費:16千円)・福祉局予算(通信運搬費:70千円)・区まち(健康増進普及啓発事業)予算(印刷製本費:187千円・委託料:130千円)		
健康づくり	141	歯科健康相談の実施	健康な生活を営むうえで、歯科保健にかかる意識の高揚は極めて重要である。このため、「歯の健康」に関する個別の相談に応じ、専門的見地からの助言や指導を行い、健康管理に資することを目的とする。	・がん検診実施時に「歯科健康相談コーナー」を設け、希望する市民に対して「歯の健康」に関する個別相談や必要に応じて口腔内観察及び指導を行う。区歯科医師会、府歯科衛生士会に選任を依頼し、従事する歯科医師、歯科衛生士を雇上げる。相談及び指導等の内容については次のとおり。 【相談及び指導等の内容】 (1)未処置歯の相談及び指導(2)補綴(義歯など)の必要性、不正咬合の相談及び指導(3)歯周疾患の相談及び指導(4)口腔軟組織疾患の相談及び指導(5)顎関節疾患の相談及び指導(6)その他、歯・口腔の異常に関する相談及び指導(7)歯科保健に関する衛生指導(8)基本チェックリストの口腔関連項目への該当確認及び指導 ・歯周病検診及び後期高齢者医療歯科健診を取扱医療機関で行う。対象及び内容等については次のとおり。 【歯周病検診】対象:40・45・50・55・60・65・70歳の方 内容:問診並びに口腔内診査(治療は含まず) 費用:500円 【後期高齢者医療歯科健診】対象:後期高齢者医療保険の被保険者 内容:問診、口腔衛生状況、嚥下機能(治療は含まず)など 費用:無料	健康局予算(報償金:125千円・消耗品費:2千円)		
健康づくり	142	すこやか塾(健康づくり展げる講座)	活動的な85歳をめざして、生活習慣病予防と介護予防について学び、自らの生活の中で運動や認知症予防などを実践し、地域においても健康づくり・介護予防活動を啓発していけるような人材を育成することを目的とする。	地域において積極的に健康づくり・介護予防活動に協力できると見込める人材を公募、並びに各地域より募る。保健師や外部講師により、生活習慣病予防および介護予防に資する講座内容とする。 ・生活習慣病予防について ・認知症予防について ・食生活について ・介護予防について ・グループワーク等	福祉局区CM予算(地域支援事業 健康づくり展げる講座)94千円 (報償金:47千円、消耗品費:44千円、通信運搬費:3千円)		

平成31年度事業・業務計画書(中間振返り) 概要版

「スケ」欄:業務の進捗度
 (予定通り進捗)、(一部進捗に遅れ)、×(計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ)、-(8月以降に実施予定)
 「作業」欄:作業の進捗度
 (問題なく進捗)、(解決すべき課題が発生)、×(事業遂行ができない程度の問題が発生)、-((8月以降に実施予定))

分類	取組番号	事業名	目的	内容	予算額	スケ	作業
健康づくり	143	保健福祉課(健康づくりグループ)窓口受付等業務	区民サービスの向上と効率的な区行政の運営(市政改革プラン2.0 改革の柱2 イ)	保健福祉課の多岐にわたる受付業務において、丁寧で正確な対応を行えるように、受付業務に関する学習会を開催し、各種制度の知識向上及び課題の抽出・検討を行い不適切事務の発生を防ぐ。 受付業務一覧 ・母子保健・乳幼児健診・健康相談・新生児訪問・乳幼児精密検査依頼・妊婦健康診査受診還付・産後ケア事業・母子手帳・地区担当保健師による予約制母子手帳交付時妊婦面接(試行実施)・不妊治療医療費助成・小児慢性特定疾病医療費助成・健康診査・特定健康診査・特定保健指導・がん検診・長期療養児・歯科保健・栄養指導・食育・食生活栄養相談・公害健康被害補償・感染症対策・結核・BCG・HIV・予防接種・難病・特定疾患・医療法届出・医師免許等・保健師業務・環境衛生・食品衛生・狂犬病予防・動物愛護			